

令和元年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和元年9月4日から令和元年9月18日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和元年9月4日 午前10時00分

1. 応招議員（16名）

1番 物江 政博	2番 赤城 大地	3番 横山 智代
4番 渡部 正司	5番 小畑 博司	6番 佐藤 宗太
7番 山口 享	8番 三橋 薫	9番 青木 美貴子
10番 五十嵐 正康	11番 渡部 順子	12番 五十嵐 一夫
13番 水野 孝一	14番 酒井 育子	15番 猪俣 恒雄
16番 古川 庄平		

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤 仁一	議事調査係長	佐藤 潤一
書記	蓮沼 英樹	書記	川田 良子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤 文英	副町長	日下 亮
教育長	鈴木 茂雄	会計管理者	若林 勝治
総務課長	大島 光昭	政策財務課長	荒井 敏之
生活課長	村山 隆之	建設課長	板橋 正良
産業課長	五十嵐 吉雄	教育課長	青木 睦昭
子ども課長	佐藤 美千代		

◎開会及び開議の宣告

◎議長（古川庄平君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

なお、代表監査委員、仙波利郎君より、本日所用のため欠席の届出がありますので報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、1番、物江政博君、2番、赤城大地君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（古川庄平君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第3回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日9月4日から9月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月4日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（古川庄平君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告8件を提出いたします。

まず、議長報告第13号「会津坂下町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施報告について」であります。

朗読・説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

次に、町長から報告5件の提出がありました。

議長報告第14号「専決処分の報告について」、議長報告第15号「専決処分の報告について」、議長報告第16号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」、議長報告第17号「株式会社社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」及び、議長報告第18

号「株式会社湯川・会津坂下経営状況の報告について」、であります。

朗読を省略して、順次内容の説明を求めます。

まず、議長報告第 14 号及び第 15 号について説明願います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

おはようございます。

議長報告第 14 号、町長報告第 9 号「専決処分の報告」につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により、報告をするものであります。

専決第 8 号「損害賠償の額の決定について」ご説明を申し上げます。

本件は、平成 31 年 4 月 15 日、午前 8 時 12 分ごろ、会津坂下町字館ノ下 87 番地付近で発生した公用車と一般車両の車両同士の物損事故についての、相手方車両への損害賠償であります。賠償する相手方の住所並びに氏名であります、
番地、様であります。

損害賠償の額は、右側後ろドア部分及び右側後ろタイヤの修理に要した費用、35 万 3,828 円でありまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和元年 6 月 27 日に専決処分を行ったというものであります。

続きまして、議長報告第 15 号、町長報告第 10 号「専決処分の報告」につきましてご説明を申し上げます

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものであります。

専決第 9 号「損害賠償の額の決定について」ご説明を申し上げます。

本件は、令和元年 6 月 11 日、午後 8 時ごろ、会津坂下町大字新開津地内で発生しました町道福原中大津線の道路上のおよそ直径 35 センチメートルの陥没により、走行中車両のタイヤを破損させた対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所並びに氏名であります、
番地、様であります。損害賠償の額は右前輪タイヤ破損の修理に要した 1 万 1,027 円でありまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 23 日に専決処分を行ったというものであります。

報告は以上であります。

◎議長(古川庄平君)

次に、議長報告第 16 号から第 18 号について説明願います。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

おはようございます。

議長報告第 16 号、町長報告第 11 号「会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

平成 30 年度会津若松地方土地開発公社の経営状況について、会津若松地方土地開発公社理事長から報告がありましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するものであります。

平成 30 年度会津若松地方土地開発公社決算につきましては、別冊にございますが、これは構成団体 11 団体の合計となっておりますので、別刷りの参考資料、会津坂下事務所事業決算についてご説明を申し上げます。

参考資料、平成 30 年度会津若松地方土地開発公社会津坂下事務所事業決算をご覧ください。まず、1 の収支決算であります、(1)の収入につきましては、平成 29 年度からの繰越金が 27 万 4,503 円、受取元金が 0 円、受取利息が 2 円でありました。

平成 30 年度も動きがなかったことにより、利息のみで合計 27 万 4,505 円の収入となりました。

次に、(2)の支出につきましては、現在、土地開発公社による事業を行っておりませんので、支払元金及び支払利息ともに 0 円でありますので、支出合計も 0 円となります。

(3)の収支差引残金は 27 万 4,505 円となりました。

次に、2 の財産目録であります、これは平成 31 年 3 月 31 日現在の内容であります。

まず、(1)の現金預金につきましては、普通預金 27 万 4,505 円であります。

次に(2)の資本金につきましては、基本財産として出資金が 90 万円であります。

(3)未収金及び(4)の借入金につきましては 0 円となっております。

以上ご説明を申し上げ報告とさせていただきます。

次に、議長報告第 17 号、町長報告第 12 号「株式会社会津ばんげ公共サービス経営状況の報告について」ご説明申し上げます。

町が出資している法人、株式会社会津ばんげ公共サービスの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するものであります。

資料、第 26 期株式会社会津ばんげ公共サービス営業報告書及び決算書についてご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。はじめに第 26 期の営業概況報告についてご説明いたします。

第 26 期は糸桜里の湯ばんげにおいて収益事業の売上は昨年度を上回ったものの、初夏よりの猛暑と 1 月より開始された営業時間の短縮に伴う使用料の減収が会社全体の経営に大きな影響を与えました。

次に、施設管理運營業務について申し上げます。主要施設である糸桜里の湯ばんげは、

指定管理料 5,471 万 7 千円と、利用料 4,254 万 5 千円をもって管理運営をまいりました。社員一丸となって各種の事業展開による利用者の確保、サービスの提供による顧客満足、顧客感動の確立に努め、さらには送迎車の活発な運用をまいりましたが、入館者数は 11 万 4,509 人、対前年度 172 人の減、入館料等の使用料は 4,254 万 5 千円、対前年度 73 万 8 千円の減となってしまいました。

その他の施設の概況と実績につきましては、報告書に記載のとおりであります。

2・3 ページをご覧ください。

独自収益事業の事業内容と実績及び収益状況について記載されております。各施設の内容についてはご確認いただきたいと思います。

会社の収益状況については、第 26 期株式会社会津ばんげ公共サービス決算附属資料の 1 ページをご覧ください。

収支決算書、総括表に記載しましたように、町の指定管理収入と利用料収入、さらに会社独自の事業収入、そして受取利息や雑収入を加えた第 26 期収入額は 1 億 8,964 万 8,743 円となりました。

これに対しての経費としては、商品の仕入れや施設管理費、そこに人件費等の一般管理費の合計額が 1 億 9,421 万 5,247 円となり、第 26 期の収支差引は、マイナス 456 万 6,504 円となりました。

ここに第 25 期の繰越利益剰余金 1,982 万 1,576 円から減額した 1,525 万 5,072 円が第 26 期の繰越利益剰余金になります。

次に、営業報告書及び決算書の 4 ページをご覧ください。

2、営業経過報告であります。4 ページには会社総務部門に関する会議等の開催内容を記載しております。5 ページ、6 ページは施設管理及び収益事業部門に関する会議、事業の報告を記載しております。7 ページをご覧ください。当社が指定管理者として受託管理している施設及び委託を受けている施設の町の担当課、担当班を記載しております。8 ページ、9 ページは会社の概況報告であります。

次に、決算報告書であります。決算報告書の 1 ページをご覧ください。平成 31 年 3 月 31 日現在の貸借対照表であります。まず、資産の部の計が 5,208 万 1,095 円であります。2 ページをご覧ください。負債の部の計が 1,282 万 6,023 円であります。純資産の部の計が 3,925 万 5,072 円であり、負債、純資産の計は 5,208 万 1,095 円になりました。

3 ページをご覧ください。損益計算書であります。

4 ページをご覧ください。税引き前当期純損失が 438 万 1,504 円であり、法人税等が 18 万 5 千円ですので、当期純損失が 456 万 6,504 円となりました。

5 ページは、製造原価報告書、6 ページは株主資本等変動計算書であります。ここでは株主資本の内訳を記載しており、当期純損失の 456 万 6,504 円をマイナスし、利益剰余金の当期末残高が 1,525 万 5,072 円となりました。

7 ページは、監査報告書であり、8 ページは当社の納付税額一覧表であります。

以上、説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、議長報告第 18 号、町長報告第 13 号「株式会社湯川会津坂下経営状況の報告につ

いて」ご説明申し上げます。

町が出資している法人、株式会社湯川会津坂下の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するものであります。

資料、株式会社湯川会津坂下第 6 期決算報告書についてご説明申し上げます。

はじめに、平成 30 年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの第 6 期決算報告書の 3 ページから 4 ページ、損益計算書をご覧ください。

1 の純売上高につきましては、物産売上 1 億 6,546 万 9,980 円、農産物売上 2 億 4,371 万 48 円、レストラン売上 4,279 万 1,040 円、テナント売上 9,000 万 9,512 円をはじめ、総額 6 億 414 万 506 円の売上となりました。

2 の売上原価につきましては、1 の期首商品棚卸高から 8 の期末商品棚卸高まで合計 4 億 4,783 万 428 円となり、純売上高から売上原価を差し引いた売上総利益、粗利は 1 億 5,631 万 78 円となりました。

3 の販売費及び一般管理費につきましては、1 の役員報酬から 4 ページの 27 雑費までの合計 1 億 4,748 万 4,090 円となり、売上総利益 1 億 5,631 万 78 円から差し引きしますと、882 万 5,981 円の営業利益となりました。

4 の営業外収益につきましては、3 の雑収入、内容といたしましては、会議室賃借料の 66 万 4,568 円に 1 の受取利息、2 の物産会費収入を含めまして 105 万 2,333 円となり、5 の営業外費用の雑損失 1,160 円を差し引いた経常利益が 987 万 7,154 円となりました。

6 の特別利益の 1 万 2,000 円を加え、法人税、住民税及び事業税の 233 万 8,600 円を差し引きしますと、当期純利益が 755 万 554 円となりました。

次に、資料の 1 ページ、2 ページ、貸借対照表をご覧ください。平成 31 年 3 月 31 日現在の会社の経営状況を貸借対照表によりご説明いたします。

はじめに、資産の部ですが、1 の流動資産の 1、現金預金から 9 の貸倒引当金までの流動資産合計 9,393 万 8,650 円、2 の固定資産、1 の有形固定資産から 3 の投資その他の資産までの固定資産合計 233 万 5,649 円、3 の繰延資金 41 万 2,200 円、資産合計 9,668 万 6,499 円であります。

次に 2 ページをご覧ください。負債の部ですが、1 の流動負債の 1 買掛金から 6 の未払消費税等までの流動負債合計 4,133 万 3,229 円、2 の固定負債 60 万円、負債合計 4,193 万 3,229 円であります。

次に純資産の部ですが、1 の資本金 4,450 万円、別途積立金が 200 万円、第 5 期までの繰越利益剰余金 825 万 3,270 円を加えた 2 の利益剰余金合計が 1,025 万 3,270 円、資本金に加えた純資産合計が 5,475 万 3,270 円、負債、純資産合計が 9,668 万 6,499 円となりました。

5 ページに株主資本等変動計算書、6 ページに利益処分計算書、7 ページに個別注記表、8 ページに監査報告が記載されておりますのでご確認いただきたいと思います。

以上説明を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

以上、説明のとおりでありますのでご承知願います。

次に、議長報告第 19 号、例月出納検査の結果報告について、及び議長報告第 20 号、諸般の報告第 3 号についてであります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷分によりご承知願います。

以上をもって、報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)(登壇)

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和元年第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

この機会に、当面する町行政の諸問題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を仰ぎたいと存じます。

梅雨前線の停滞や台風の影響により、7 月から 8 月にかけて、九州や中国地方などを中心に、各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、大きな被害をもたらしました。被害を受けた皆様には、衷心よりお見舞い申し上げます。

本町におきましても、6 月に発生したダウンバーストによる突風や、気温が上がらない初夏から一転した 8 月の猛暑など、不安定な気候が続いています。

このように、近年は、想定外の自然災害がいつ発生してもおかしくない状況となっており、町といたしましても、毎年、各地区持ち回りで防災訓練を実施しているところであります。

個人の生命や財産を一瞬にして奪ってしまう災害から、被害を最小限に食い止めるため、町民の皆様とともに、万全の備えをしてまいります。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、第六次会津坂下町振興計画の策定状況について申し上げます。これまで「ばんげ創生まちづくり委員会」が 16 回開催され、8 月 6 日の報告会をもって町に素案の提出がありました。

この素案を役場全課において内容の確認・調整を行い、9 月 2 日から会津坂下町パブリック・コメント実施要綱に基づき、町民から広く意見をいただいております。また、「地域づくり計画」につきましては、各地区地域づくり協議会へ政策財務課職員を参加させるとともに、各地区の地域づくり協議会に参加している町職員も積極的に関わり、11 月完成をめざし策定作業を進めております。

次に、消費税法及び地方税法の改正に伴う、町使用料等の改定について、申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図ることを目的とし、令和元年 10 月に、消費税率及び地方消費税率の合計が 10%に引き上げられることから、関係条例について、本定例会に議

案として上程いたしました。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁長寿命化修繕計画につきましては、4 橋の橋梁定期点検を 6 月に着手し、早期措置が必要と判定された 1 橋の修繕設計及び 2 橋の橋梁修繕工事につきましては年度内完了を目指し進めてまいります。

古町川尻団地給水設備等改修工事につきましては、9 月末に工事着手し、年度内完了を目指し進めてまいります。

坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、2 戸 2 棟の家屋移転補償の策定業務に着手し、また、都市計画道路坂下羽林線道路築造工事につきましては、9 月中旬に工事着手し、年度内完了を目指し工事を進めてまいります。

公共下水道事業につきましては、坂下中央処理区において、茶屋町外地内の 110m の管渠埋設工事が既に着手済みであり、12 月下旬の完成に向けて進めてまいります。

坂下西処理区におきましては、新町地内の 29m の管渠埋設工事は既に完成し、計画しております新町外地内の 260m の管渠埋設工事につきましては、9 月中旬に工事着手し、12 月下旬の完成に向けて進めてまいります。

上水道事業につきましては、計画しております都市計画道路築造工事及び下水道管渠埋設工事に伴う配水管布設替工事については、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

本年の水稻の生育状況につきましては、年度当初に心配されました水不足も、梅雨期の降雨により解消されましたが、7 月には、中通りと浜通りを中心として、日照不足と低温により、農作物に影響が出ておりました。しかしながら、本町におきましては、梅雨明けからの天候回復によって、平年並みとなっております。

今後は、秋雨や台風による被害が出やすい時期になってまいりますので、引き続き気象状況等を注視しながら、注意喚起してまいります。

令和元年産米の主食用米の作付面積は、生産数量の目安として県より示された 2,191ha に対し、2,301ha の作付けとなっており、110ha の作付け超過となりました。米の過剰作付けは、大幅な米価下落を招く要因であるため、政府備蓄米・加工用米・新規需要米により、調整を図ってきたところではありますが、達成できない状況にあります。今後、秋そばの作付け確認を踏まえ、町全体の作付状況を確定してまいります。

米の全量全袋検査につきましては、塩化カリウム散布による放射性物質セシウム対策が終了となりましたが、本年度も引き続き実施されますので、自家保有米を含め検査していただきますようお願いしているところであります。今後、検査により放射性物質が検出されない場合、次年度からモニタリング検査に移行されます。

有害鳥獣駆除事業につきましては、ツキノワグマやイノシシ、ハクビシンなどの目撃情報が相次いで報告されており、併せて農作物等の被害が確認されております。ツキノワグマの確認されている件数につきましては、8 月 21 日現在で、目撃及び出没回数 16 回、農作物への被害件数 20 件、捕獲数が 6 頭であります。

また、捕獲数は昨年に比べて約 2 倍に増加している状況にあります。今後も人的被害や

農作物被害を未然に防止するため、注意喚起や、誘因物の除去及び藪等の刈り払い、電気柵等による防除対策を図ってまいります。

農村環境整備事業につきましては、平成 27 年に会津宮川地区の杉地内で発生しましたパイプライン破裂に伴う本格的更新工事が本年度より 3 ヶ年で県事業により実施されます。延長 532m のうち今年は、118.7m を 9 月下旬から 3 月末の完成に向け進められます。今後も、国及び県をはじめ、関係機関と連携を図りながら、円滑に事業を進めてまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

中小企業等が、本町経済の発展に重要な役割を果たしていることから、その自主的努力を基本に、地域社会が一体となった振興施策を推進し、本町経済の発展と町民生活の向上に寄与することを目的とした、「会津坂下町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、中小企業等の経営基盤の強化と事業の継続的成長・発展を推進してまいります。また、今年 10 月の消費税増税に係る軽減税率制度の導入に伴い、町内中小企業においても円滑に移行できるよう、商工会と連携した、レジ等機器導入に対する補助制度を創設いたします。

物産等販売促進につきましては、8 月 31 日、9 月 1 日の 2 日間にわたり、郡山市のふくしま逢瀬ワイナリーにおきまして、「ふくしまワイナリーフェスタ 2019」が開催され、町の特産品であります「馬肉」の PR といたしまして、馬肉ウィンナーの販売を行い、多くの来場者から好評をいただいたところであります。

また、県外におきましては、10 月に埼玉県坂戸市「市民まつり」に友好都市として初めて出展するとともに、平成 28 年度から継続して実施しております、埼玉県富士見工業団地での物産等販売促進活動につきましては、新たな展開といたしまして、工業団地内企業の社員食堂における物産品等の年間を通した利用に向け、社内での「会津坂下町フェア」を開催してまいります。

この販売促進活動を通して本町物産品等を PR するとともに、新たな販路拡大につなげていきたいと考えております。

次に、教育行政について申し上げます。

小・中学校空調設備設置工事につきましては、夏休みを中心に順調に作業を進め、両小学校は、2 学期より使用開始し、中学校は、9 月下旬の使用開始に向け作業を進めております。

小学校通学路に係る、学校、保護者、警察署等による合同点検につきましては、子どもが犠牲になる悲惨な事故が全国的に相次いでいることを受け、本年度は、保育所、幼稚園の散歩コース等も点検に加え、通学路及び散歩コース等の特徴や交通量、道路の死角などを関係機関とともに、入念に確認し、対応策などを協議いたしました。

本年度実施しました、新ふくしま学力調査につきましては、児童生徒一人ひとりの学力の伸びや、学習に対する意識、生活の状況等を把握するものであり、7 月中旬に各学校に結果が届き、個人結果個票を、1 学期中に、児童生徒を通して、保護者に通知したところであります。今後は、各学校において分析を進め、授業の改善や家庭学習の工夫等により、確かな学力の育成に努めてまいります。

高寺山遺跡の発掘調査につきましては、前年度に引き続き、5 月から 7 月にかけて実施

し、その遺跡から、水に関連する修行や、古密教による修法壇、護摩壇の遺構等が発見されました。全国的に多数ある山寺跡でも、数少ない形状であると考えられます。

また、会津坂下町埋蔵文化財センターにつきましては、本年 5 月に展示室をオープンし、6 月には高寺山遺跡調査の報告会や企画展示を実施してまいりました。5 月から 7 月末までに、県内外を含め 459 名の方にご来館いただきました。9 月 17 日より、「災害と考古学」と題して企画展を開催し、また 9 月 21 日には、講演会を開催することとしており、今後もより多くの方にご来館いただけるよう、事業内容の充実に努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

幼稚園児送迎バス乗降所整備工事が先月完了し、2 学期当初から使用を開始しております。園児はもとより、隣接する小学校へ通う児童の安全を第一に考え、より安心して通園・通学できるよう努めてまいります。

また、幼児教育・保育の無償化が、10 月 1 日より実施されることとなります。本町におきましては、今般の国の制度改正を一部先取りする形で既に実施しておりますが、重要な施策の一つとして、国の考えに沿って進めていく考えであります。

次に、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入合計 73 億 6,479 万 9,554 円、歳出合計 70 億 2,976 万 2,954 円で、歳入歳出差引額 3 億 3,503 万 6,600 円となりました。

前年度と比較し、歳入では 2 億 2,673 万 3 千円の減、歳出では 4 億 3,678 万 9 千円の減となりました。

歳入における増減の主なものは、町税では、町民税法人分が 883 万 2 千円の減、固定資産税が 817 万 9 千円の減、たばこ税が 134 万 7 千円の減となりましたが、軽自動車税は 162 万 3 千円の増となりました。

また、地方消費税交付金は 1,546 万 1 千円の増となりました。

普通交付税につきましては、前年度比 1,723 万 7 千円の減、特別交付税は 1,284 万 8 千円の減、震災復興特別交付税は 367 万 4 千円の増となり、地方交付税全体では 2,641 万 1 千円の減となりました。

国庫支出金につきましては、前年度比 9,795 万 1 千円減の、4 億 4,555 万 2 千円となりました。主な要因として、増額となったものは、児童福祉費施設型給付負担金、障がい者福祉費自立支援給付費等負担金、遺跡発掘調査補助金などであり、減額となったものは、社会資本整備総合交付金、児童手当負担金、臨時福祉給付金補助金などであります。

県支出金につきましては、前年度比 4,115 万 3 千円減の 7 億 3,005 万 4 千円となりました。主な要因として、増額となったものは、農村地域防災減災事業補助金、ふくしま森林再生事業補助金、水田農業改革支援事業補助金、経営体育成支援事業補助金などであり、減額となったものは、除染対策事業補助金、営農再開支援事業交付金、農地集積協力交付金、県道協力路線除雪委託金などであります。

寄附金につきましては、ふるさと納税額は、ほぼ横ばいでしたが、一般寄附金の増加により、前年度比 14 万 7 千円増の 3,175 万 9 千円となりました。

町債は、前年度比 3,869 万 3 千円減の 5 億 3,726 万円となりました。地域づくり推進事

業債、福祉避難所整備事業債、町道改良整備事業債、防雪サブセンター建設事業債などは減となりましたが、集会所建設補助事業債、子育て支援事業債、橋りょう整備事業債、町営住宅整備事業債、通学・通園安全対策事業債が増となりました。

歳出につきましては、総務費は、職員手当及び共済費などの減、公会計導入にかかる固定資産台帳整備委託の完了などにより、6,081万2千円の減、民生費は、国民健康保険特別会計への繰出金の減などにより3,491万3千円の減、衛生費は、仮置き場撤去工事費の完了による減などにより2,300万9千円の減、農林水産業費は、ふくしま森林再生事業、ため池耐震点検・調査の事業費は増となりましたが、農地集積協力交付金や営農再開支援事業費の減などにより1,130万6千円の減、土木費は、道路橋の点検業務、防雪サブセンター建設事業、暖冬による除雪経費の減などにより2億5,719万7千円の減、教育費は、埋蔵文化財センター整備事業、町民体育館の除却及び通園バス乗降所の整備事業、小中学校への空調設備設置事業などによる増はありましたが、通園運転業務委託料、小中学校の電算機器賃借料、スポーツ振興委託事業内容の精査などにより770万9千円の減となったものであります。

次に、国民健康保険特別会計決算について申し上げます。

歳入19億5,373万808円、歳出18億4,417万5,537円で、歳入歳出差引残額1億955万5,271円となりました。

前年度から、県が財政運営の責任主体となりましたが、町も引き続き事業実施主体となって運営しております。今後も収納率等特別対策事業による、収納率向上に努めるとともに、医療費の適正化対策、並びに健康管理センターを拠点とした各種保健事業の充実強化を図り、疾病の早期発見、早期治療により重症化や長期化を防ぐことで、医療費の削減を図り、国保運営の適正化に向け、より一層の努力をまいります。

次に、介護保険特別会計決算について申し上げます。

歳入22億3,434万2,374円、歳出21億539万8,415円で、歳入歳出差引残額1億2,894万3,959円となりました。

前年度は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の初年度でありましたが、高齢者の増加とともに、介護認定者及び利用者も増加し、介護サービスを利用される町民の方々も年々増加しております。

今後は、より一層の計画の推進を図り、町民の皆様が要介護状態にならないように、また、できる限り住み慣れた地域で元気な生活を送ることができるよう、推進してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計決算について申し上げます。

歳入1億7,727万179円、歳出1億7,705万8,844円で、歳入歳出差引残額21万1,335円となりました。

歳入につきましては、保険料と町からの繰入金であり、歳出の99.5%は県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

次に、下水道事業特別会計決算について申し上げます。

歳入、歳出とも4億417万679円となりました。これは、処理場の維持管理費、並びに

管渠設計積算業務委託費及び坂下西・坂下中央処理区の管渠埋設工事が主な事業となっております。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

歳入 2 億 3,007 万 2,739 円、歳出 2 億 2,893 万 2,739 円で、歳入歳出差引残額 114 万円となりました。

都市計画道路坂下羽林線道路築造工事、家屋移転補償、整地工事等が主な事業となっております。

なお、家屋移転補償費 2,282 万 2,000 円を、翌年度に明許繰越をする承認をいただいたところであります。

次に、農業集落排水事業特別会計決算について申し上げます。

歳入、歳出とも 6,691 万 6,325 円となりました。これは、処理場の維持管理費が主な事業となっております。

次に、水道事業会計決算について申し上げます。

損益勘定については、営業収益は消費税額を除いた金額 3 億 9,406 万 2,786 円で、これに対し、営業費用は 4 億 3,951 万 4,935 円となり、差引営業損失が 4,545 万 2,149 円となりました。営業外収益は 6,071 万 9,367 円で、これに対し、営業外費用は 1,655 万 3,738 円となり、差引営業外利益が 4,416 万 5,629 円となりました。

また、特別利益として 389 万 6,014 円、特別損失として 965 万 8,663 円を加え当年度純損失は 704 万 9,169 円となりました。

この結果、その他未処分利益剰余金変動額 524 万 6,000 円を加え、当年度末処分利益剰余金は 1 億 4,381 万 6,516 円となりました。

資本勘定については、資本的収支は、消費税額を含んだ支出額 1 億 2,879 万 4,333 円に対し、収入額 1,128 万 1,864 円となり、その不足額 1 億 1,751 万 2,469 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたしました。

今後更有収率の向上と事務の効率化・合理化に努めるなど、経営体質の強化を図ってまいる考えであります。

最後に、補正予算について申し上げます。特に令和元年度一般会計補正予算(第 2 号)について申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 億 53 万円を追加し、73 億 3,416 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものは、普通交付税の確定による 1 億 1,853 万 2 千円の増、平成 30 年度からの繰越金の確定による 2 億 734 万円の増などに加え、10 月から開始される幼児教育・保育の無償化にかかる臨時交付金 2,253 万円、同じく 10 月から自動車税の新制度が適用となり、新たに導入される環境性能割交付金 423 万 3 千円などを計上しました。

なお、町債につきましては、臨時財政対策債発行可能額確定による 1,293 万 8 千円の減額などを計上したものであります。

次に、歳出の主なものは、老朽化している高寺コミュニティセンターの屋根塗装で 625

万の増、後期高齢者医療療養給付費が確定したことに伴う 9,981 万 8 千円の増、幼児教育・保育の無償化にかかる事務費として 642 万 4 千円、大字片門地内で発生した農業施設災害復旧対応に 730 万円などを計上しました。

また、新規補助金として、パイプハウスやかん水施設等の導入に対する産地パワーアップ事業補助金に 927 万 1 千円、消費税軽減税率に対応したレジ導入に対する経営持続化補助金 30 万円を計上しました。

なお、繰越額の確定に伴い、財政健全化へ向け財政調整基金に 1 億 6 千万円を積み立てる予算も計上したところであります。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎重なご審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第 49 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 4、議案第 49 号「教育委員会委員に任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議案第 49 号 教育委員会委員に任命につき同意を求めることについて

会津坂下町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 桑原里美 [REDACTED]

令和元年 9 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

経 歴 書

本 籍 [REDACTED] 番地

現 住 所 [REDACTED] 番地

[REDACTED]

[REDACTED]

学 歴

[REDACTED] 卒業

職 歴 等

自 [REDACTED]

[REDACTED]

至 現在

賞 罰
な し

◎議長（古川庄平君）

本案に対する説明を求めます。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

議案第 49 号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由をご説明申し上げます。

教育委員会委員としてご尽力をいただいております 白井美由希氏におかれましては、平成 27 年 10 月より教育委員としてお務めをいただいておりますが、令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

白井教育委員には、高い識見をもって、教育行政をめぐる諸問題に対し、精力的に取り組んでいただき、多大なるご貢献を賜りました。そのご労苦とご功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、桑原里美氏を推薦申し上げます。

桑原氏は、これまでの多方面にわたるご活躍や保護者としての立場から、我が町の教育委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 49 号「教育委員会委員に任命につき同意を求めることについて」を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎議長（古川庄平君）

ただいまの出席議員数は議長を除き 15 名であります。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 3 番、横山智代君、4 番、渡部正司君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

◎議長（古川庄平君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

配付漏れがないようですので、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎議長（古川庄平君）

異状なし認めます。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。本案を可とする諸君は賛成と、本案を非とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。白票及び賛成、反対のいずれも確認しがたい投票は会議規則第 84 条の規定により反対とみなして取り扱います。

それでは、職員に点呼を命じます。

(点呼投票)

◎議長（古川庄平君）

投票漏れはありませんか。

(「投票漏れなし」の声あり)

◎議長（古川庄平君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立ち会いを求めます。

(開票)

◎議長（古川庄平君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 15 票。

以上のとおり賛成全員であります。

よって、議案第 49 号「教育委員会委員に任命につき同意を求めることについて」は、これに同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

(午前 11 時 03 分)

再開を 11 時 15 分といたします。

(休議)

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午前 11 時 15 分）

◎議案第 50 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 5、議案第 50 号「工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議案第 50 号 工事請負契約の一部変更について

令和元年第 1 回会津坂下町議会臨時会において議決を受けた議案第 38 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の金額「7,014 万 6 千円」を「7,005 万 2,040 円」に変更する。

令和元年 9 月 4 日提出

会津坂下町長 齋 藤 文 英

◎議長（古川庄平君）

本案に対する説明を求めます。

◎教育課長（青木睦昭君）

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長（青木睦昭君）

それでは、詳細につきましては参考資料によりご説明いたしますので、裏面の議案第 50 号「工事請負契約の一部変更について」の参考資料をご覧ください。

変更に関する部分についてご説明いたします。

まず、変更の理由につきましては、絶縁電線配線、配電管等の配線経路の変更による延長及び口径変更によるものであります。

3、変更契約の金額は、9 万 3,960 円を減額して、契約額を 7,005 万 2,040 円に変更したいというものであります。以上、私からの説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

今、変更の理由をちょっと説明していただいたんですが、全協の中でも説明があったんですけども、この理由を生じた原因、なぜこういったことが生じたのか、もう少し詳しく説明願いたくお願いいたします。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

それではまず、大きい点 2 点ほどありました。まず、1 点目としまして、まず、現地精査の結果、配管について当初露出で配管するという設計内容でありましたが、現地のほうを確認したところ、天井部分に配管できるスペースがあったことにより、その配管の経路を天井配管するという事で、配管の塗装経費については軽減されるというような部分でそういった変更を行いました。

そのことと、あともう 1 点が空調設備本体なんですけど、冷房仕様だけする本体と、冷暖兼用の本体がありまして、当中学校には冷暖兼用の本体の空調設備を設置するということになります。それで、当初は冷房のみの部分ということの仕様で設計があったんですが、学校は避難所となり得ることから、当然、冬期間 FL 暖房とかで暖は取れるんですが、地震なんか発生しますとなかなか灯油が各階に廻っていかないともありますので、電気での対応もというようなことで仕様の変更をしたものであります。

大きな点はその 2 点であります。以上であります。

◎12 番(五十嵐一夫君)

議長、12 番。

◎議長（古川庄平君）

12 番、五十嵐一夫君。

◎12 番(五十嵐一夫君)

当初、冷房のみということでやっていたと。今度冷暖兼用ということになった。それについては避難所的なことも使うということでもありますけれども、現在、暖房は灯油に頼っていると思うんですが、冷暖にどうしてもしなくちゃいけないという緊急的のこととか、あと、本当にそれだけ必要になって、あとほかのですね、市町村においてはみんな冷暖兼用なのか、坂下町だけが冷暖兼用にしているのか、その辺あたりもどうこうとあわせてお聞きいたします。

◎教育課長(青木睦昭君)

議長、教育課長。

◎議長（古川庄平君）

青木教育課長。

◎教育課長(青木睦昭君)

その必要性については先ほど申し上げましたが、現在、灯油を燃料としてるんですか、地震が起きたときには3階と個別タンクでもシャットアウトになって灯油の供給がなくなるといような部分と、あと、なかなかそういった地震ですと道路が寸断されたりということでその供給がなかなか難しいといような部分がありますので、そういった部分も考慮して行いました。

あと、ほか町村の部分でちょっと確認した部分がありますが、大変今回の工事については全町村大体一斉の時期あたりに発注がされたということで、なかなかエアコンの本体の調達がなかなか難しい部分がありました。ある町村によりますと冷房のみという部分の本体の設置もありました。当然、エアコンは価格の面からいいますと冷房のみと冷暖兼用という部分もさほど変わらないという部分で、本町におきましては冷暖の空調本体を設置したということで、これについては統計とかちょっと取っていませんが、それは町村の考え方で、あとは調達可能か不可能かという部分もありましたので、そういった部分では各市町村ばらばらの対応という部分と考えております。以上であります。

◎議長（古川庄平君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号「工事請負契約の一部変更について」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（古川庄平君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号から議案第 81 号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（古川庄平君）

日程第 6、議案第 51 号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」から議案第 81 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第 2 号)までの 31 件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

議案第 51 号	会津坂下町税条例等の一部を改正する条例
議案第 52 号	湯川・会津坂下地域振興施設整備基金条例
議案第 53 号	会津坂下町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
議案第 54 号	会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
議案第 55 号	会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 56 号	会津坂下町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
議案第 57 号	会津坂下町都市公園条例の一部を改正する条例
議案第 58 号	会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例
議案第 59 号	会津坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第 60 号	会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 61 号	会津坂下町森林環境基金条例
議案第 62 号	会津坂下町中小企業・小規模企業振興基本条例
議案第 63 号	会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
議案第 64 号	会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 65 号	会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例
議案第 66 号	平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 67 号	平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 68 号	平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 69 号	平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 70 号	平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 71 号	平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 72 号	平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 73 号	平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について

議案第 74 号	令和元年度会津坂下町一般会計補正予算(第 2 号)
議案第 75 号	令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 76 号	令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 77 号	令和元年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
議案第 78 号	令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 79 号	令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 80 号	令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 81 号	令和元年度会津坂下町水道事業会計補正予算(第 2 号)

◎議長（古川庄平君）

これより一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 51 号について説明願います。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

それでは議案第 51 号「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税条例等の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を改正するものであります。

第 1 条から、第 2 条のいわゆる、条立てによる、改正となります。

今回の主な、改正点としましては、第 1 条の改正では、「軽自動車税のグリーン化特例」について、現在の特例措置を、2 年間延長し、令和 4 年、及び 5 年度の「グリーン化特例の対象車種」を、排出ガス性能及び、燃費性能が、極めて高い、電気自動車等に、重点化を図るものであります。

第 2 条では、令和 3 年度の、個人住民税から、非課税措置の対象に、前年の合計所得が、135 万円以下の「単身児童扶養者」を加えるというものであります。

まず、第 1 条の改正について、ご説明を申し上げます。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。本文の後ろのほうになります。

右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が、改正箇所であります。

1 ページを、お開き願います。左側の「新」の欄により、ご説明いたします。

第 36 条の 2 の改正は、地方税法の改正に伴うもので、「住民税申告書記載事項」の簡素化を、図るものであります。

次に、第 36 条の 3 の 2、の改正は、単身児童扶養者を、給与所得者の、「扶養親族等 申

告書 記載事項」へ、追加を、するものであります。

次に、第 36 条の 3 の 3 の改正は、単身児童扶養者を、公的年金等受給者の、「扶養親族等申告書記載事項」へ、追加をするものであります。

次に、2 ページを、お開き願います。

2 ページの、下段のほうになります。

第 36 条の 4 の改正は、地方税法の改正に伴い、改正する条例の、項ずれが、生じますので、条文を整理するものであります。

次に、3 ページを、お開き願います。

附則第 15 条の 2 の、新設についてでありますが、

令和元年 10 月 1 日から、令和 2 年 9 月 30 日までの間に、軽自動車を取得した場合、「軽自動車税環境性能割税率」を、軽自動車税の、環境性能割の非課税とする、臨時的、軽減の規定を、新設したものであります。

次に、附則第 15 条の 2 の 2、の改正であります、「環境性能割の賦課徴収の特例」を、新設したものであります。

次に、4 ページを、お開き願います。

附則第 15 条の 6、の改正であります、第 3 項により、令和元年 10 月 1 日から、令和 2 年 9 月 30 日までの間に、軽自動車を取得した場合、「軽自動車税環境性能割税率」を、100 分の 2 から 100 分の 1 へ、軽減する特例を、新設するものであります。

次に、第 16 条の改正であります、現行のグリーン化特例の措置を、2 年延長し、令和 3 年度まで、適用をするものであります。

具体的な税額につきましては、以下の表に記載してございますが、軽乗用自動車の通常課税年額が、「10,800 円」であります。これが燃費基準 10%達成の場合、「年額 8,100 円」となり、電気自動車の場合は、「年額が 2,700 円」となります。

次に、5 ページを、お開き願います。5 ページの下から、3 行目くらいになりますが、5 ページ 6 ページにかけてでありますけれども、第 16 条の 2、の改正であります、軽自動車税の種別割の、賦課徴収の特例について、新たに規定をしたものであります。

次に、条立てによる、第 2 条の改正について、ご説明をいたします。新旧対照表の 7 ページをご覧くださいと思います。

第 24 条の改正では、町民税の非課税の範囲に、「単身児童扶養者」を加えるものであります。

次に、附則第 16 条の改正につきましては、新たに、第 5 項を規定するもので、令和 4 年及び、5 年度分の、軽自動車税の「グリーン化特例」について、電気自動車等に限った、規定をしたものであります。

次に、本文にもどっていただきまして、7 ページをご覧くださいと思います。

附則といたしまして、第 1 条にて、この条例は、令和元年 10 月 1 日から、施行するというものであります。

また、ただし書きにより、第 1 号から、第 4 号により、それぞれの改正による、施行日を定めたものであります。

附則第 2 条、及び第 3 条は、8 ページになりますが、町民税に関する経過措置で、ありまして、さらには、附則第 4 条は、軽自動車税に関する経過措置を、定めたものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議案第 52 号「湯川・会津坂下地域振興施設整備基金条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、「株式会社湯川・会津坂下」から、地域振興施設である「道の駅あいづ湯川・会津坂下」において近い将来想定される、施設の大規模修繕等に備えて、利益の一部が会津坂下町へ寄附されることから、町は、地方自治法の規定に基づき、この寄附の目的を担保し、湯川・会津坂下地域振興施設の整備に要する資金を積み立て、適切な管理・運用を行うことを目的に、新たに制定するものです。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第 1 条「設置」であります。

この条例は、湯川・会津坂下地域振興施設の整備に要する資金を積み立てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、「湯川・会津坂下地域振興施設整備基金」を設置する。としております。

次に、第 2 条「積み立て」であります。

基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額、としております。

次に、第 3 条「管理」であります。

基金に属する現金は、金融機関への預金、その他確実かつ、有利な方法により管理しなければならない、としております。

次に、第 4 条「運用収益の処理」であります。

基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するもの、としております。

次に、第 5 条「処分」であります。

基金は、その目的のため必要があると認めるときは、基金の一部または全部を処分することができる、としております。

次に、第 6 条「委任」であります。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める、としております。

最後に、附則についてご説明させていただきます。

この条例は、公布の日から施行する、としております。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 53 号会津坂下町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

消費税法及び地方税法の改正により、本年 10 月 1 日より、消費税率が 8%から 10%へ引き上げられます。

このため、法施行に合わせ「会津坂下町行政財産使用料条例」の一部を次のとおり改正するものであります。

それでは、別紙、新旧対照表をご覧ください。

左側が「新」、右側が「旧」となります。

別表第 2（第 2 条関係）であります。

改正内容は、区分の「土地」、建物の敷地として使用する場合は額の欄の 4 行目、1.08 を 1.1 に、また、表の一番下の区分「建物」の額の欄の 1 行目、1.08 を 1.1 に変更となります。

議案に戻っていただきまして、最後に、附則であります。

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。としております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 54 号から議案第 60 号について説明願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

私から、議案第 54 号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部法改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が 8%から 10%に引き上げられることから、町条例を改正したいというものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、「新旧対照表」をお開き願いたいと思います。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第 2 条第 3 項中の「1.08」を「1.1」に、改めようとするものであります。

議案本文に戻っていただきまして、

附則第 1 項として、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行とし、ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行したいとするものであります。

なお、附則第 2 項の規定は、令和元年 10 月 1 日前に、当該許可を受け占用することができる期間うち、その期間が 1 月未満であって、その終了日が令和元年 10 月 1 日以降である場合においては、当該占用料の額に係る条例第 2 条の規定の適用については、同条第

2 項中「1.08」とあるのは「1.1」とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 55 号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部法改正により、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることから、町条例を改正したいというものでございます。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第 10 条第 3 項中の「1.08」を「1.1」に、改めようとするものであります。

議案本文に戻っていただきたいと思います。

附則第 1 項として、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行とし、ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行したいとするものであります。

なお、附則第 2 項の規定は、令和元年 10 月 1 日前に、当該許可を受けた行為のうち、その期間が 1 月未満であって、その終了日が令和元年 10 月 1 日以降である場合においては、当該使用料の額に係る条例第 10 条の規定の適用については、同条第 3 項中「1.08」とあるのは「1.1」とするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 56 号「会津坂下町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部法改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられたことから、町条例を改正したいとするものでございます。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第 2 条第 1 項及び第 3 項中の「100 分の 108」を「100 分の 110」に、改めようとするものでございます。

議案本文に戻っていただきたいと思います。

附則第 1 項といたしまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行とし、ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行したいとするものであります。

なお、附則第 2 項は、河川の流水の占用の許可又は発電のため河川の流水を占用しようとする者の登録が、当該使用の開始日から起算して 1 月ごとに区切った単位の終了日が令和元年 10 月 1 日以降であるときは、当該月次単位における使用料の額については、条例第 2 条第 1 項中「100 分の 108」とあるのは「100 分の 110」とするものであります。

第 3 項については、河川区域内の土地を占用の許可を受けたものについて、その期間が 1 月未満であって、かつ、その終了日が令和元年 10 月 1 日以降である場合においては、占

用料の額の適用については、条例第 2 条第 1 項中「100 分の 108」とあるのは「100 分の 110」とするものとあります。

第 4 項については、令和元年 10 月 1 日前に河川区域内の土地において土石等を採取の許可を受けた期間のうち、同日以後の採取の期間における土石採取料その他河川産出物採取料の額に係る条例第 2 条第 3 項の規定中「100 分の 108」とあるのは「100 分の 110」とするということです。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 57 号「会津坂下町都市公園条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部法改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が 8%から 10%に引き上げたことから、町条例を改正したいとするものでございます。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

別表第 2 表中、(1)公園施設を設ける場合、平方メートル当たりの使用料に乗ずる率 1.08 を 1.1 に改正したいというものであります。以下、(2)公園を占有する場合、(3)第 2 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合の備考欄で規定する乗率についても 1.08 を 1.1 にしたいというものでございます。

次に、2 ページをご覧くださいと思います。

(4)有料公園施設を利用する場合の「ア鶴沼緑地公園」「1 テニスコート」使用料について、町外の者の使用料を 610 円から 620 円に、「イばんげひがし公園」「1 鶴沼球場」使用料の額は、「一般の町民」の場合、2,050 円を 2,080 円に、「町外の者」3,080 円を 3,130 円に、「県外の者」4,110 円を 4,180 円に、また、「生徒等」の場合、「町外の者」1,020 円を 1,030 円に、「県外の者」3,030 円を 3,130 円にそれぞれ改正したいというものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいというものであります。

以上説明とさせていただきます。

次に、議案第 58 号「会津坂下町下水道条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部法改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が 8%から 10%に引上げられることから、町条例を改正したいとするものでございます。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所でございます。

第 16 条第 1 項中、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改めるものであります。

次に、本文に戻っていただきまして、附則第 1 項としまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいとするものであります。

附則第 2 項の規定は、経過措置としまして、会津坂下町下水道条例第 16 条の規定は、令和元年 12 月以後の月分として徴収する料金の算定から適用したいというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 59 号「会津坂下町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が 8%から 10%に引き上げられたことから、町条例を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、別紙 参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、「新旧対照表」をご覧くださいと思います。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第 8 条第 1 項中、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 60 号「会津坂下町水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税率及び地方消費税率が 8%から 10%に引き上げられることから、町条例を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、別紙 参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第 9 条中、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改めるものであります。

次に、第 23 条中、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改めるものであります。

同じく、第 29 条中、「100 分の 108」を「100 分の 110」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則第 1 項としまして、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいとするものでございます。

附則第 2 項の規定は、経過措置としまして、会津坂下町水道事業給水条例第 23 条の規定は、令和元年 12 月以後の月分として徴収する料金から適用するものであります。

附則第 3 項の規定は、会津坂下町水道事業給水条例第 9 条第 1 項及び第 29 条第 1 項の規定は、令和元年 10 月 1 日以後の工事申込みに係る工事費及び加入金について適用し、同日前の工事申込みに係る工事費及び加入金については、なお従前の例によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 61 号及び議案第 62 号について説明願います。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議案第 61 号「会津坂下町森林環境基金の設置」につきまして、ご説明いたします。

この条例は 4 月に施行された森林経営管理法を受け、今年度から森林環境譲与税の交付に伴い、当面の間、地方自治法の規定に基づき、基金積み立てを行うため、新たに制定するものでございます。

それでは条例の内容についてご説明申し上げます。

まず第 1 条、設置であります。会津坂下町における森林整備及びその促進を目的とした間伐木材利用の促進や普及・啓発並びに人材育成、担い手の確保に要する経費の財源に充てるため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、会津坂下町森林環境基金を設置するとしております。

次に、第 2 条、積み立てであります。基金の原資は森林環境譲与税をもって充てるとして、基金として積み立てる額は毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしております。

次に第 3 条、管理であります。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。

次に、第 4 条、運用収益の処理であります。基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、予算に計上して基金に編入するものとするとしております。

次に第 5 条、処分であります。基金はその目的を達成するために必要があると認めるときは基金の一部又は全部を処分することができるとしております。

次に第 6 条、委任であります。この条例の定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

最後に附則についてご説明させていただきます。

この条例は令和元年 10 月 1 日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 62 号「会津坂下町中小企業・小規模企業振興基本条例」につきましてご説明いたします。

この条例は中小企業等の地域振興に関する基本理念を定め、経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的として新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

まず、第 1 条、目的であります。中小企業等が会津坂下町における経済の発展に果たす役割の重要性を鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町の責務、中小企業等の努力等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進することにより経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とするとしておりま

す。

次に第2条、定義であります。中小企業・小規模企業、商工会の定義を定めております。

次に第3条、基本理念であります。中小企業等の振興は中小企業等が地域の経済及び雇用を支える地域社会の重要な担い手であることの認識のもと、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、国県町その他関係機関との連携を図り、中小企業等の成長及びその持続的発展が図られることを基本理念として推進するとしております。

次に第4条、町の責務であります。町は基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策の策定及び実施する責務を有し、その施策の策定及び実施に当たっては、中小企業等の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環境の変化に対応した事業の持続的な発展を確保するため、中小企業等が事業を円滑、かつ確実に運営できるよう必要な配慮をするものとするとしております。

また、町は中小企業等が豊かな地域社会づくりへの貢献や町民生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、町民への理解を深めるよう努めるものとするとしております。

次に第5条、中小企業等の努力であります。中小企業等は基本理念に基づき、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新、技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実に努めるものとするとしております。

また、中小企業等は地域社会を構成する一員として地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとするとしております。

次に第6条、商工会の役割であります。商工会は基本理念に基づき中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業等の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとするとしております。

次に第7条、町民の理解及び協力であります。町民は中小企業等の事業活動が町経済の発展と町民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとするとしております。

次に第8条、施策の基本方針であります。町は中小企業等の経営基盤の強化の促進と経営の革新及び操業の促進を基本方針とし、施策を講ずるものとするとしております。

次に第9条振興措置であります。町は第1条の目的を達成するため、中小企業等の経営基盤の整備及び強化に関すること、中小企業等の経営革新及び操業に関すること、その他町長が必要と認めることの措置を講ずることができるとしております。

次に第10条、委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

最後に附則についてご説明させていただきます。

この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

昼食のため休議といたします。

（正午）

再開を午後 1 時といたします。

(休議)

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 1 時 00 分）

それでは、議案第 63 号から議案第 65 号について説明願います。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長（古川庄平君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

まず冒頭に、これよりご説明申し上げます議案第 63 号、64 号、第 65 号につきまして、同様の改正によるものでありますので、先に改正理由についてご説明させていただきます。

国は、10 月からの消費税引き上げによる財源を活用し、総合的な少子化対策を推進する一環として、「幼児教育・保育に係る利用者負担額の無償化」を実施することとし、関係法令の改正を行いました。このたびの改正は、それに合わせて、町条例の整備を行うものであります。

それでは、まず初めに、議案第 63 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。本条例は、特定教育・保育施設である、いわゆる幼稚園、保育所、認定こども園及び、特定地域型保育事業である、いわゆる町による認可事業、具体的には、小規模保育などを利用した場合の負担額についてを定めたものであり、このたびの改正は、法改正に合わせて、0 歳から 2 歳児の子どもたちの利用料について、住民税非課税世帯を対象として無償とするものであり、また、合わせて、既に無償としております 3 歳から 5 歳までの利用料について、条文、文言の整備をするものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、ご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第 2 条第 1 号及び第 2 号は、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものであり、法改正に合わせ文言の整備をするものであります。

次に、第 3 条の改正は、第 2 条同様に、法に合わせた文言の整備と、同条第 1 項に、今回無償化の対象となります、3 歳未満の 3 号認定を受けていて、町民税非課税世帯に該当する保護者の保育料を 0 円にする旨と合わせ、既に無償としております、満 3 歳以上の保育認定を受けている 1 号認定、2 号認定保護者についても、明文化し、表現を整備するものであります。

下の別表第 2、第 3 条関係をご覧ください。1 ページ下から 2 ページにわたります。第 3 条の改正に伴う利用者負担額を示したものであり、3 歳以上児、2 号認定の第 2 階層から

第 8 階層までのすべてを 0 円に。3 歳未満児、3 号認定の第 2 階層町民税非課税世帯を 0 円にするものです。

次に、4 ページの表の上になります。備考 4 の (3)、これは文言の整備をするものであります。その下の別表第 2 の「備考」の 4 の表をご覧ください。町民税所得割課税額が 7 万 7,101 円未満の世帯、年収 360 万円未満相当で「ひとり親世帯」「在宅障害児を有する世帯」「生活困窮世帯」などの場合の、利用者負担額についてを定めたものであります。これにつきましても、3 歳以上、2 号認定の保育料を 0 円にするものです。

本文にお戻りいただき、4 ページをご覧ください。

附則として、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいとするものです。

次に、議案第 64 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本条例は、保育所、幼稚園、認定こども園及び、小規模保育事業などの運営をする際の基準を定めたものであり、改正する内容としましては、2 点ございます。ひとつは、幼児教育・保育の無償化に伴う、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更であり、2 つ目は、基準内容を実質的に変更するものではなく、法改正と同様の「文言の整備」など所要の改正を行おうとするものであります。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、ご覧ください。参考資料が、23 ページほどありますが、その中の多くが 2 番目に申し上げました「文言の整備」であります。まず、はじめに「文言の整備」についてご説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表の 1 ページをごらんください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第 2 条 第 9 号中、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めております。

この、「支給認定」というのは、いわゆる「略称」であります。この度の改正では、この略称を改め「何を言い表すのかを明確に示す文言に」に改めております。15 ページを開きいただきたいと思います。第 39 条 第 2 項をご覧ください。2 項中、改正前の文で、下から 2 行目、改正前では、「支給認定子どもが優先的に」を「満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に」に改めておりますが、これは、ここでの「支給認定子ども」が「原則、3 号認定のみ」を対象としていることを明確にするものです。

今お開きいただいている資料の 14 ページのほうの上から 2 行目をご覧ください。「その利用定員数を 6 人以上 19 人以下とし」を「6 人以上 19 人以下」と、文章のスタイルを改めております。このほかにも、「表現」「書きぶり」などの改めが、各所に出てまいります。

また、この条例には、読み替え規定があり、それに関わる文言の整備をしております。

ただ今申し上げましたような、文言の整備による改正箇所につきましては、以降、詳細な説明を省略させていただき、それ以外の改正部分について、新旧対照表により順に説明させていただきますので、ご承知おき願います。

それでは、改めて、参考資料の 1 ページをご覧ください。

第2条 第12号から第16号までは、改正後の条文の中で用いられる用語の定義を加えるものであります。このため、これ以降の号数はそれぞれ繰り下げとするものであります。

第12号は、特定を除いた1号、2号認定の子どものことであり、第13号の「特定」とは、3歳の誕生日を迎えて以降、次の3月31日までの子どもを言います。第14号では、3号認定の子どものことであります。第15号は、保護者及び事実婚などを含み、同一世帯に属する者の合算額を示しており、第16号は、副食費の減免について、用いられる子どもの定義であります。

同条、改正前の第13号につきましては、文言の整備であります。

同条、改正前の第14号は、引用していた参照条文の改正によるものであります。2ページをご覧ください。上から6行目、同条第17号は、文言の整備であります。

第3条 第1項は、無償化にあたり、特定教育・保育施設等の運営上の原則に、保護者の経済的負担の軽減への配慮を加え、位置付けるものであります。

同条2項は、文言の整備であります。

第4条の見出しの「利用定員」の削除は、条文が一条しかないときの見出しの取り扱いについて、法改正に合わせて、整備したものであります。

同様の改正がこの後第37条にもでてまいります。3ページをご覧ください。ページ上から2行目。第5条第1項「利用者負担」を「第13条の規定により支払いを受ける費用に関する事項」に改めるものであり、保護者に対し交付する、重要事項説明書に記載すべき「利用者負担」について、「費用の範囲を明確化」するものであります。

3ページ中ほどになりますが、同条第6項は、重要事項説明書について、磁気ディスクやCD-ROMなどの方法により交付することについて、議事録承諾としても再度承諾をした場合に電磁的方法によることができることを加えたものであります。その他の第5条関係、第6条関係、4ページの7条関係につきましては、文言の整備であります。

次に、第8条 第1項の改正は、受給資格の確認について、「支給認定証」のほかに「利用者負担額決定通知書」を根拠とすることができることを加えたものであります。

次の第9条から、5ページの第10条、第11条まで、文言の整備であります。

第13条第1項及び第2項の改正は、「特別利用保育、1号認定子どもの保育所 利用」と「特別利用教育、2号認定子どもの幼稚園利用」を提供する場合の、基準の読み替えを、全てこの後の、第35条、36条において定めることとするについて、それに伴う文言の整備であります。

次に、6ページの、同条、第4項第3号をご覧ください。冒頭に申し上げました、改正点の1つ。幼児教育・保育の無償化に伴う、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更するものであります。現在は、運営基準上、保育所・幼稚園・認定子ども園が「保育料」とは別に、保護者から支払いを受けることができる食事の費用の範囲は、「1号認定」は主食費・副食費。「2号認定」は主食費のみで、副食費は、保育料に含む、としておりましたが、10月からは、3歳から5歳の保育料は無償とし、給食費は保護者の実費となることから、2号認定子どもの主食費・副食費の支払いも施設が保護者から受けることができるものと改めるものであります。そのうえで、本号「ア」「イ」「ウ」で食事の提供に要する費

用の支払いを受けることができないものについて、を改めております。つまり、副食費の減免であります。

「ア」では、世帯収入の基準による減免であり、町民税所得割合算額が1号認定子どもについては、7万7,101円未満。2号認定では、5万7,700円未満とするものでありますが、年収入額の目安で申し上げますと、どちらも360万円相当の世帯を基準としております。

この改正により、1号認定、2号認定ともに、世帯の年収が、360万円相当未満の場合、第1子目から副食費は免除されます。「イ」は、多子世帯での免除であります。「ア」の税額の規定に該当しない世帯でも、1世帯に小学校3年生を第1子目とカウントし、3人以上いる場合の、第3子目以降について、所得に関係なく、副食費が免除されます。「ウ」では、現行どおり0～2歳児の食事の費用については、「保育料に含まれている」ため、別途食費の支払いを受けることはできないとしておりますが、条文改正によりまして、スタイルを改めるものであります。

第13条での、このほかの改正箇所につきましては、文言の整備であります。

次の7ページ、第14条第1項は、前条の第1項、第2項と同様に、「特別利用保育」と「特別利用教育」を提供する場合の基準の読み替えを、全てこの後の、第35条、36条において定めることに関わる文言の改正であります。

8ページにまいります。次の第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、9ページの第21条、第24条、第25条、第26条、10ページの、第27条、は文言の整備であります。次に第28条第2項は、情報の提供として、虚偽や誇大なものとしてはならないことの一文を加えたものです。このほかの改正については、文言の整備であります。

第29条第1項は、ほかの条文と合わせた、文言の整備であり、第30条、11ページにいきまして、第32条、12ページにかけての第34条も同様に文言の整備であります。

第35条第3項及び13ページの第36条第3項の改正は、第6条、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められた「基準の読み替え」をまとめるとともに、第13条第4項第3号に新設された規定「ア」、「イ」についての読み替え規定を追加するものであり、第35条が「特別利用保育」を提供する場合であり、第36条が「特別利用教育」を提供する場合であります。

第35条、第36条の、その他の、改正箇所につきましては、文言の整備であります。

次の第37条から、14ページの第38条、第39条、15ページの第40条、第41条、16ページにわたっての第42条につきましては、文言の整備により、改めるものであります。

第43条第1項及び17ページの第2項の改正は、特定利用地域型保育である2号認定子どもの地域型保育利用を提供する場合の、基準の読み替えは、全てこの後に出てまいります第51条、第52条において定めることとすることに伴う整備であります。

第43条のその他の改正箇所及び、18ページの第45条、第46条、第47条、第49条は、文言の整備であります。

次に、19ページをご覧ください。第50条の改正は、実質的内容を変更するものではなく、本条で準用する規定に合わせて読み替えにより対応する文言を明確にするため、規定のスタイルや表現を改めるものであり、第51条第2項の改正は、関係条文などの書き

ぶりに合わせて条文を改めるものであります。

20 ページをお開きください。同条第 3 項は、第 43 条第 1 項及び第 2 項で定められている利用者負担額の受領についてを「特別利用地域型保育」を提供する場合の基準とするための読み替えを本項で定めるために改めるものです。

21 ページをご覧ください。第 52 条第 3 項は、第 43 条第 1 項及び第 2 項で定められていた利用者負担額の受領についてを「特定利用地域型保育」を提供する場合の基準とするための読み替えを本項にまとめるとともに、文言を整備するものであります。

21 ページから 22 ページの附則第 2 条第 1 項は、第 13 条の改正に伴い、同条の読み替え規定を整理するものであります。

附則第 3 条第 1 項及び第 2 項は、保護者から基準以上の支払いを受けるケースや、保育費の費用をすべて保護者から支払うなど、運用上想定され難いケースについての規定であるため、基準とする法令と同様に削除するものであります。

このため 23 ページの附則第 4 条及び第 5 条の条数はそれぞれ繰り上げとするものであります。

本文に戻りまして 13 ページにお戻りください。附則としまして、この条例は令和元年 10 月 1 日より施行したいというものです。

次に、議案第 65 号「会津坂下町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本案につきましては、今回、無償化の対象となる、幼稚園の預かり保育料について、法改正に合わせ、町条例を改正するものです。

詳細につきましては、参考資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、ご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

第 5 条第 1 項第 1 号は、現在の預かり保育の対象者について、「2 号認定と同等と認められる園児」としておりましたが、法改正により、預かり保育を無償で利用できる対象者は、「新 2 号認定」に該当する園児と、改められたことに伴うものであります。本町の場合、幼稚園は、「幼児の教育施設」であり、3 歳から 5 歳までの子どもですから、園児全員が「1 号認定の子ども」であります。

現在は、1 号認定のまま、保育を必要とする園児として、預かり保育を利用しております。しかし、法改正に伴い、「幼児の教育施設」つまり幼稚園児で保育を必要とする場合には、「新 2 号認定」という新たな認定を受ける必要があり、新 2 号認定の受けた子どもが無償化の対象となるものです。

そのため、幼稚園児で預かり保育を利用する子どもは、現在の「1 号認定」のほかに、「新 2 号認定」を併せ持つことが必要になってまいります。

本文にお戻りください。

附則として、この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行したいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 66 号について説明願います。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議案第 66 号、「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定」についてご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度 会津坂下町一般会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 3・4 ページをご覧ください。歳入について申し上げます。

予算現額 75 億 3,981 万 8 円、調定額 76 億 5,931 万 3,945 円、収入済額 73 億 6,479 万 9,554 円、不納欠損額 641 万 9,151 円、収入未済額 2 億 8,809 万 5,240 円となりました。

次に、歳出であります。7・8 ページをご覧ください。

予算現額 75 億 3,981 万 8 千円、支出済額 70 億 2,976 万 2,954 円、翌年度繰越額 2 億 1,462 万 1 千円であり、不用額は 2 億 9,543 万 4,046 円となりました。

次に、9 ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額は、3 億 3,503 万 6,600 円となりました。

次に、201 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入歳出差引額は 3 億 3,503 万 7 千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が 769 万 6 千円、実質収支額は 3 億 2,734 万 1 千円となりました。

詳細につきましては、会津坂下町一般会計歳入歳出決算書、及び別冊の会津坂下町一般会計歳入歳出決算説明資料に基づき、ご説明を申し上げます。

平成 30 年度一般会計歳入歳出決算書の中の、平成 30 年度歳入歳出決算書事項別明細書の 1 ページ、2 ページをご覧ください。併せて別冊の会津坂下町一般会計歳入歳出決算説明資料の 1 ページをご覧ください。

なお、説明は、決算書事項別明細書を中心に説明いたしますが、決算説明資料も合わせてご覧ください。

説明の仕方は、平成 29 年度決算との比較増減の大きかった部分と、平成 30 年度の特徴的なものについて、主に説明してまいります。

また、前年度との比較増減の額については、決算説明資料の比較増減の額により説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

まず、1 款 1 項 1 目個人町民税については、収入済額 5 億 9,659 万 101 円、不納欠損額 101 万 2,977 円で、収入未済額 1,224 万 2,421 円であります。

前年度との比較では、14 万 2 千円の減でありました。

次に、2 目町民税法人の対前年度 883 万 2 千円の減は、町内事業者の収益が減少したこ

とが大きな要因であります。

次に、2 項 1 目固定資産税については、収入済額 7 億 1,842 万 8,907 円、不納欠損額 396 万 5,700 円、収入未済額 2,540 万 7,651 円でありました。対前年度 817 万 9 千円の減であります。

これは、3 年に一度の家屋の評価替えにより、評価額が減少したことが主な要因であります。

次に、3 項 1 目軽自動車税については、収入済額 5,490 万 6,730 円、不納欠損額 8 万円、収入未済額 124 万 5,260 円でありました。対前年度 162 万 3 千円の増であります。

この要因としましては、標準課税軽自動車の登録台数が増加したことによるものです。

次に 4 項 1 目町たばこ税については、近年の健康志向により、たばこ売り渡し本数が減となったことから対前年度 134 万 7 千円減の、1 億 5,874 万 8,474 円となりました。

次に、3・4 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目地方揮発油譲与税については、税収の増により、対前年度 12 万 7 千円増の 2,470 万 2 千円、2 項 1 目自動車重量譲与税については、対前年度 61 万 5 千円増の 6,085 万 4 千円となりました。

次に 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金については、対前年度 1,546 万 1 千円増の 2 億 9,973 万 8 千円となりました。これは全体の消費が好調を維持したことによるものです。

次に、5・6 ページをご覧ください。併せて、説明資料の 2 ページをご覧ください。

9 款 1 項 1 目地方交付税につきましては、対前年度 2,641 万 1 千円の減となり、交付額は 28 億 1,252 万 6 千円となりました。

普通交付税については、基準財政収入額が市町村民税の増などにより 1,902 万 2 千円の増となった一方、基準財政需要額では、社会福祉費や過疎対策事業債償還費は増となったものの、地域経済・雇用対策費が算定外となったことや、包括算定経費の算定において、単位費用が減額されたことなどにより、198 万 9 千円の減となり、交付額は対前年度 1,723 万 7 千円減の 25 億 4,456 万 1 千円となりました。

特別交付税については、地域おこし協力隊事業の終了や暖冬により除雪経費がかからなかったことなどにより、対前年度 1,284 万 8 千円減の 2 億 4,379 万 7 千円となりました。

震災復興特別交付税については、ふくしま森林再生事業分が増となったことなどにより、対前年度 367 万 4 千円増の 2,416 万 8 千円となりました。

7・8 ページをご覧ください。

11 款 2 項 2 目民生費負担金については、老人福祉施設入所者数の増などにより、老人福祉施設入所費負担金が 58 万 9 千円の増、保育料は 30 万 3 千円減の 1,315 万 1 千円となるなど、全体で対前年度 31 万 3 千円増の 2,771 万 9 千円となりました。

次に、3 目衛生費負担金については、会津西部斎苑管理運営協議会負担金の増などにより、対前年度 696 万 4 千円増の 2,942 万 4 千円となりました。

9・10 ページをご覧ください。併せて説明資料の 3 ページをご覧ください。

12 款 1 項 3 目衛生使用料は、火葬炉使用料が 42 件増の 568 件で、100 万 9 千円増の 1,925 万 8 千円となりました。

次に 7 目土木使用料の 1 節住宅使用料については、現年分で 26 万 5 千円の増となったものの、滞納繰越分で 28 万 6 千円の減となったことなどにより、全体で 3 万円増の 6,740 万 2 千円となりました。

11・12 ページをご覧ください。

8 目教育使用料については、幼稚園保育料が 67 万 5 千円の増、公民館使用料が 13 万 2 千円の増となったことなどにより、全体で対前年度 84 万円増の 943 万 8 千円となりました。

15・16 ページをご覧ください。併せて、説明資料の 4 ページをご覧ください。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金については、1 節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、対象経費支出額の増に伴い 530 万 9 千円の増で 1 億 1,098 万 2 千円となりました。

次に 2 節児童手当負担金は、対象児童数が延べ 920 人減少したことにより、682 万 2 千円減の 1 億 5,081 万円となりました。

次に 4 節児童福祉費負担金の施設型給付負担金は、延べ 16 施設 77 人分の国負担分として、対前年度 1,320 万 2 千円増の 5,473 万 9 千円となりました。次に、2 項 1 目総務費国庫補助金については、1 節社会保障・税番号制度整備費補助金は、マイナンバー制度運用に関するシステム改修並びに、個人番号カード交付事務に関する補助として、対前年度 80 万 8 千円減の 268 万円となりました。

次に 2 節地方創生推進交付金は、移住・定住促進事業や会津美里町との連携事業として取り組んだ移住・定住相談会など、補助率 2 分の 1 で 343 万 6 千円となりました。

17・18 ページをご覧ください。

2 目民生費国庫補助金の 3 節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、法改正に伴うシステム改修補助金で 59 万 6 千円が全額増となりましたが、臨時福祉給付金補助金 3,725 万 8 千円、社会保障・税番号制度整備費補助金 64 万 2 千円、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業交付金 482 万円が全額減となり、目全体で 4,279 万 9 千円減の 1,635 万 4 千円となりました。なお、4 節プレミアム付き商品券事務費補助金 157 万 2 千円は新規の補助金ですが、繰越事業となったため、全額収入未済となっています。

次に 4 目土木費国庫補助金については、1 節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は、橋りょうの点検・工事額の減少などにより、対前年度 3,141 万 3 千円減の 4,537 万 2 千円となりました。次に 2 節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、町営古町川尻団地外壁改修工事費の減少により、対前年度 1,820 万 3 千円減の 888 万円となりました。

なお、臨時道路除雪事業費補助金 2,400 万円が、全額減となっています。

次に 5 目教育費国庫補助金については、1 節小学校費補助金のへき地児童生徒援助費等交付金は、補助期間終了により、505 万 5 千円が全額減となりました。

次に 3 節社会教育費補助金は、埋蔵文化財センター整備などの文化財保存事業費補助金が、対前年度 507 万 3 千円増の 1,775 万 3 千円となりました。

19・20 ページをご覧ください。併せて、説明資料の 5 ページをご覧ください。

14 款 1 項 2 目民生費県負担金については、2 節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費

等負担金は、対象者の増などにより対前年度 370 万 6 千円増の、6,150 万 9 千円となりました。

3 節保険基盤安定負担金は、国保加入者数の減少並びに、国保税率の軽減により、負担金の基準となる保険料軽減基準額などが減少したため、対前年度 1,188 万 8 千円減の 6,858 万 6 千円となりました。

次に 6 節児童福祉費負担金の施設型給付負担金は、延べ 16 施設 77 人分の県負担分として、2,446 万 3 千円となりました。

次に、14 款 2 項 1 目総務費県補助金については、21・22 ページをご覧ください。4 節放射能簡易分析装置整備事業補助金が、380 万 2 千円減の 186 万 1 千円となりました。

次に 5 節地域創生総合支援事業補助金については、福島県地域創生総合支援事業、サポート事業により、第六次会津坂下町振興計画策定のための住民ワークショップ等の開催、他 2 つの次号に対する補助金で、122 万 8 千円減の 277 万 8 千円となりました。

次に 2 目民生費県補助金の 3 節児童福祉費補助金の乳幼児医療費補助金が対前年度 126 万 6 千円減の 664 万 8 千円、被災した子どもの総合支援事業費補助金は、ホームスタート事業や子育てふれあい交流センターに関する経費などですが、対前年度 64 万 4 千円減の 315 万 7 千円となりました。また、子ども・子育て支援交付金は、対前年度 113 万 1 千円減の 1,169 万 1 千円となりました。

23・24 ページをご覧ください。

4 目農林水産業費県補助金については、1 節農業費補助金の上から 5 行目、国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金が 441 万円減の 212 万 1 千円、10 行下の福島県営農再開支援事業交付金が 1,987 万 2 千円減の 2,393 万 7 千円、2 行下の青年就農給付金が 181 万 8 千円増の 1,381 万 8 千円、2 行下の農地集積協力金交付金が 1,532 万 2 千円減の 1,266 万 4 千円、4 行下の経営体育成支援事業補助金が 720 万 3 千円増の 1,311 万 6 千円となりました。なお、雪による農業用ビニールハウス破損の復旧にかかる、農業等施設復旧対策事業費補助金 515 万 2 千円は全額減となっております。

25・26 ページをご覧ください。

2 節林業費補助金のふくしま森林再生事業補助金は、森林環境を整備し木材産業の振興を図る事業で、対前年度 1,489 万 6 千円増の 5,035 万 2 千円となりました。

説明資料の 6 ページをご覧ください。

次に 5 目商工費県補助金の 1 節商工業振興費補助金の消費者風評対策市町村支援事業交付金は、姉妹都市である埼玉県北本市の農産物直売所「桜国屋」で、会津坂下町物産特設ブースを設け販売促進を行う事業で、対前年度 206 万 3 千円増の 499 万 7 千円となりました。

次に 7 目災害復旧費県補助金については、除染廃棄物を中間貯蔵施設に搬出し、仮置き場の撤去工事が完了したため、2,527 万 8 千円の全額減となりました。

次に 3 項 1 目総務費県委託金については、3 節選挙費委託金の福島県知事選挙費委託金は、676 万 8 千円となりました。

27・28 ページをご覧ください。

次に、5 目土木費県委託金については、1 節道路橋りょう費委託金の、県道協力路線除雪委託金は、除雪作業の出動日数及び時間による委託金であり、暖冬により降雪量が少なかったことから、対前年度 957 万 3 千円減の 391 万 6 千円となりました。

次に 6 目教育費県委託金については、29・30 ページをご覧ください。

人権教育研究推進事業委託金は、2 年間にわたり町内の小・中学校で実施する人権教育に関する事業によるもので、68 万 4 千円の全額増となりました。

31・32 ページをご覧ください。併せて説明資料の 7 ページをご覧ください。

2 項 1 目不動産売り払い収入については、普通財産売払いは 3 件で、法定外公共物等を売却したもので、45 万 6 千円となりました。

次に 3 目出損金返還金は、平成 8 年度に設立された「あいづふるさと市町村圏協議会」により運用されていた「あいづふるさと基金」が、近年の低金利情勢により運用益でのソフト事業の展開が困難となったことから、事業の廃止及び基金の廃止が決定され、原資として出資した 1 億 6,912 万円に、運用益を加えた 1 億 7,200 万 8 千円が返還されたものです。

次に 16 款 1 項 1 目一般寄付金については、一般寄付が 16 件で 212 万 7 千円、ふるさと納税寄付金が 1,907 件で 2,963 万 2 千円。合計 1,923 件となり、対前年度 14 万 7 千円増の 3,175 万 9 千円となりました。

次に 17 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金については、平成 29 年度ふるさと納税収入分 1,495 万円、一般寄付金分 158 万 9 千円を各事業へ充当するため繰り入れたもので、対前年度 1 億 651 万 1 千円減の 1,653 万 9 千円となりました。

次に 3 目福祉基金繰入金は、福祉事業への財源補てんのため、対前年度 3,300 万管増の 3,300 万 3 千円となりました。

33・34 ページをご覧ください。

5 目減債基金繰入金は、公債費の財源として繰り入れたため、1,330 万円の全額増となりました。

次に 6 目公共施設整備基金繰入金は、各公共施設の修繕の財源として繰り入れたため、666 万 6 千円の全額増となりました。

次に 18 款 1 項 1 目繰越金については、純繰越金は対前年度 76 万 2 千円減の 1 億 2,498 万円となりました。また、繰り越し明許費分はありませんでしたので、1,792 万 8 千円の全額減となりました。

説明資料の 8 ページをご覧ください。

19 款 3 項 1 目経営長期安定資金貸付金元利収入については、低金利の情勢が続いており、制度の活用が少ない状況が続いているため、信用保証協会への貸付金を 2 分の 1 とし、1,600 万円減の 1,600 万円となりました。

35・36 ページをご覧ください。

19 款 4 項 2 目弁償金の除染対策事業東電賠償金については、学校給食センターで実施している食品検査に係る食材費分を、東京電力へ請求したものが認められ、140 万 8 千円増の 165 万 6 千円となりました。

次に 4 目学校給食費については、平成 30 年度分より、小中学校分と幼稚園分を節で分けたため、単純比較はできませんが、現年度分は幼・小・中合わせて喫食数の減により 544 万円の減となりました。また、2 節幼稚園給食費の預かり保育給食費は、喫食数の減により 91 万 1 千円の減となりました。

37・38 ページをご覧ください。併せて説明資料の 9 ページをご覧ください。

5 目雑入については、上から 8 行目の資源ごみ回収売却益は、対前年度 26 万 8 千円減の 308 万 4 千円となりました。

次に 10 行下の「袋原大橋管理経費」は、喜多方市から納入されるもので、管理形態の変更により、対前年度 79 万 3 千円減の 5 万 4 千円となりました。

次に 16 行下の宝くじ助成金は、対前年度 63 万 3 千円増の 316 万円となりました。

39・40 ページをご覧ください。

上から 16 行目の「袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金」は 73 万 2 千円の全額増、次に 8 行下の湯川村学校給食業務委託料は、対前年度 12 万 3 千円減の 2,959 万 3 千円となりました。

41・42 ページをご覧ください。

上から 13 行目の「発掘調査事業委託料」は、柳田地区の発掘調査委託の事業費の減により、1,014 万 2 千円減の 2,860 万円となりました。

次に 20 行下の「過年度施設型給付国庫負担金」429 万 5 千円、並びにその下の「過年度施設型給付県負担金」214 万 8 千円は全額増となり、また、後期高齢者医療療養給付費過年度分 834 万 5 千円、及び二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金 1,169 万 4 千円が全額減となりました。

43・44 ページをご覧ください。

20 款 1 項 1 目町債の総務債については、コミュニティセンター運営費などの地域づくり推進事業が 2,790 万円の減、鉄砲町の集会所建設補助 500 万円が増となったことから、2,290 万円減の 2,790 万円となりました。

次に 2 目民生債については、施設型給付の子育て支援事業債が 1,210 万円の増、福祉避難所整備事業 240 万円が全額減となったことから 2,280 万円となりました。

次に 6 目土木債については、説明資料の 10 ページをご覧ください。1 節道路橋りょう債は、町道改良舗装等の道路整備事業で 1 億 600 万円減の 1,140 万円、防雪サブセンター整備事業で、1 億 1,170 万円減の 1,500 万円、橋りょう整備事業が 1 千万円の全額増となりました。

2 節町営住宅整備事業債は、古町川尻住宅外壁の修繕等に係る事業で、1,510 万円増 2,470 万円となり、目全体では、対前年度 9,850 万円減の 6,350 万円となりました。

45・46 ページをご覧ください。

8 目教育債については、南小学校の屋根改修工事、冷暖房設備整備事業、埋蔵文化財センター整備事業、公民館施設整備事業、通学通園安全対策事業などで、対前年度 7,470 万円増の 1 億 1,130 万円となりました。

次に 9 目臨時財政対策債については、普通交付税確定に伴う発行可能額として、79 万 3

千円減の 2 億 4,436 万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

47・48 ページをご覧ください。併せて説明資料の 11 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目議会費については、対前年度 67 万 8 千円減の 9,777 万 6 千円となりました。4 節共済費の議員共済費負担金は、負担率の改定により 63 万 4 千円減の 1,613 万 6 千円となりました。

49・50 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目一般管理費については、対前年度 3,852 万円減の 6 億 4,051 万円となりました。

1 節報酬の「いじめ問題調査委員会委員報酬」は、開催回数の増により 78 万 6 千円増の 90 万 3 千円、2 節給料は特別職の給料削減及び、職員 1 名増により 483 万 9 千円増の 1 億 2,578 万円、3 節職員手当等は、退職手当組合負担金 2,741 万 8 千円の減などにより 2 億 713 万円となりました。

51・52 ページをご覧ください。

4 節共済費は、職員共済組合負担金の減などにより、1,164 万 3 千円減の 1 億 9,905 万 3 千円、7 節賃金は臨時事務補助員の減により 114 万 8 千円減の 590 万 2 千円、8 節報償費は、ふるさと納税寄付者への返礼品 74 万 9 千円の減などにより、1,335 万 7 千円となりました。

53・54 ページをご覧ください。

11 節需用費は、施設修繕料等の減により 91 万 1 千円減の 1,809 万 1 千円となりました。

55・56 ページをご覧ください。

13 節委託料は、メンタルヘルス健康調査の委託内容の見直し、ふるさと納税返礼品発注業務委託料の減などにより、節全体で 1,748 万 6 千円となりました。なお、訴訟にかかる民事事件弁護士委託料 67 万円が全額増となりました。

15 節工事請負費は、北庁舎エアコン設置工事で 343 万円の全額増、57・58 ページをご覧ください。

18 節備品購入費は、公用車購入により 118 万 8 千円の全額増となりました。

2 目文書広報費については、11 節需用費の印刷製本費の減などにより、136 万 4 千円減の 511 万 1 千円となりました。

次に 3 目財産管理費については、地方公会計制度対応のための固定資産台帳整備の業務委託完了による委託料の減額減などにより 1,013 万 2 千円減の 125 万 6 千円となりました。

次に 5 目財産管理費については、61・62 ページをご覧ください。

25 節積立金の財政調整基金への積み立ての増などにより、目全体で 96 万円増の 1 億 2,273 万 2 千円となりました。

次に 6 目企画費については、対前年度 620 万円減の、1 億 6,468 万 8 千円となりました。

1 節報酬は、地域おこし協力隊 1 名の期間満了などにより 155 万円減の 430 万 1 千円となりました。

63・64 ページをご覧ください。

13 節委託料は森林資源活用計画策定業務の完了に伴う 1,160 万 4 千円の全額減などにより、4,475 万 9 千円となりました。

65・66 ページをご覧ください。

14 節使用料及び賃借料は、路線バス乗車券、地域おこし協力隊員の住居賃借料などの減により、302 万 6 千円減の 734 万 3 千円、15 節工事請負費は、旧広瀬小学校の相撲場解体工事により 37 万 8 千円が全額増、19 節負担金補助及び交付金の市町村生活バス路線運行は、乗車人数の減及び燃料費等運行経費の増により 384 万 3 千円増の円千円、67・68 ページをご覧ください。

若者定住促進住宅新築等の 576 万円増の 1,241 万円などにより、節全体で 1,107 万 2 千円増の 9,504 万 6 千円となりました。

69・70 ページをご覧ください。併せて説明資料の 12 ページをご覧ください。

8 目電算管理費については、106 万 5 千円増の 6,975 万 6 千円となりました。

11 節需用費の修繕料は、パソコンが古くなってきており、機器等の修繕で 66 万 9 千円増の 229 万 1 千円となりました。

次に 13 節委託料は、マイナンバー制度の本格スタートにより、マイナンバー機器メンテナンス及び運用保守費用の発生などにより、425 万 8 千円増の 4,692 万円となりました。

次に 14 節使用料及び賃借料は、電子計算機器等のリース期間が終了したことなどにより 325 万 4 千円の減となり、節全体で 1,179 万 6 千円となりました。

71・72 ページをご覧ください。

10 目地方創生費については、188 万 2 千円減の 580 万 1 千円となりました。19 節負担金補助及び交付金の「まるごと支援協議会」への負担金は、移住・定住事業に係る会津美里町との連携事業への負担金で、189 万 5 千円減の 361 万 3 千円となりました。

次に 11 目新庁舎建設費は、新庁舎建設検討委員会委員報酬のみの支出となり、179 万 3 千円減の 9 万 5 千円となりました。

73・74 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目税務総務費については、13 節委託料のシステム改修業務委託 163 万 4 千円の増や、75・76 ページをご覧ください。23 節償還金利子及び割引料の過誤納還付金 246 万 7 千円の増などにより、目全体で 316 万 6 千円増の 6,920 万 3 千円となりました。

79・80 ページをご覧ください。

2 款 4 項 3 目選挙費の福島県知事選挙費については、10 月 28 日に執行され 676 万 9 千円となりました。

83・84 ページをご覧ください。

4 目土地改良区総代総選挙費については、4 月 26 日に執行され 11 万 8 千円となりました。

85・86 ページをご覧ください。併せて参考資料の 13 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費については、3,320 万 8 千円減の 7 億 9,596 万 3 千円となりました。87・88 ページをご覧ください。

13 節委託料の後期高齢者医療制度システム等保守料 59 万 4 千円が全額増、社会福祉事

業委託が 492 万 9 千円の減などにより、節全体で 416 万 5 千円減の 1,088 万 6 千円となりました。

19 節負担金補助及び交付金については、89・90 ページをご覧ください。

県後期高齢者医療広域連合負担金が 301 万 6 千円増の 1,223 万 1 千円、後期高齢者医療療養給付費は、434 万 2 千円減の 1 億 9,389 万 5 千円、社協専門員設置は 148 万 1 千円減の 658 万 4 千円となりました。

次に 28 節繰出し金については、1,778 万 1 千円減の 5 億 3,362 万 7 千円となりました。国民健康保険特別会計繰出し金は、2,228 万 8 千円減の 1 億 7,346 万 5 千円となりました。内訳として、保険基盤安定は、国保税の軽減額が減額となったことにより、1,585 万 2 千円減の 9,144 万 7 千円。財政安定化支援は、保険者の責によらない要因分について、財政負担の平準化のために国が示す算式により繰出すもので、62 万 9 千円増の 1,793 万 5 千円となりました。

介護保険特別会計繰出し金は、478 万 7 千円増の 3 億 321 万 3 千円となりました。内訳として、介護給付費繰り出しは、町内外の特別養護老人ホーム等の施設利用者が増加したことにより 340 万 2 千円増の 2 億 3,884 万 7 千円、要介護認定事務費繰り出しは、制度改正による介護認定期間の延長に伴い、審査件数が減少したため、349 万円減の 1,135 万 5 千円となりました。

次に 2 目障がい者福祉費は、2,016 万 1 千円増の 3 億 1,744 万 6 千円となりました。

91・92 ページをご覧ください。

20 節扶助費自立支援医療、更生・育成・療養介護医療は、更生医療対象の透析などの医療費の増加などにより、588 万 4 千円増の 2,519 万 8 千円、自立支援給付費は、居宅介護の利用件数の増加などにより、1,275 万 4 千円増の 2 億 2,058 万 8 千円など、扶助費全体で 1,909 万 6 千円増の 3 億 729 万 9 千円となりました。

93・94 ページをご覧ください。

5 目臨時福祉給付費は、事業完了による清算として、過年度返還金の 691 万 9 千円となりました。

97・98 ページをご覧ください。併せて説明資料の 14 ページをご覧ください。

3 款 2 項 2 目児童措置費については、20 節扶助費の児童手当は、延べ人数 920 人減の 1 万 9,304 人となり、1,080 万円減の、2 億 1,709 万 5 千円となりました。

次に 3 目母子福祉費については、20 節扶助費の乳幼児医療費が、受診件数の減による医療費 296 万 7 千円の減などにより、307 万 6 千円減の 5,957 万円となりました。

次に 4 目児童福祉施設費については、1,803 万円増の 2 億 7,641 万 6 千円となりました。

1 節報酬の常勤的非常勤職員報酬の保育士は、111 万 6 千円増の 5,182 万 1 千円となりました。

99・100 ページをご覧ください。

11 節需用費は、施設管理用品、施設修繕料の減などにより、100 万 7 千円減の 779 万円となりました。

101・102 ページをご覧ください。

13 節委託料の給食業務は、調理委託人件費単価の上昇などにより 55 万 1 千円増の 2,411 万 8 千円となりました。

103・104 ページをご覧ください。

19 節負担金補助及び交付金の施設型給付費は、町内の保育施設が全て認可保育施設となったことなどにより 1,495 万 1 千円増の、1 億 1,789 万 2 千円となりました。

105・106 ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目予防費については、528 万円減の 6,758 万 3 千円となりました。

1 節報酬の保健推進員報酬は、事業内容の見直しにより人数と報酬額が減となり 65 万 4 千円の減、臨時保健師の報酬 101 万 8 千円は全額増となりました。

107・108 ページをご覧ください。

13 節委託料は、食育推進事業における食生活習慣アンケート調査の完了、予防接種委託料の減などにより、414 万円減の 6,035 万 6 千円となりました。

次に 3 目環境衛生費については、2,361 万 6 千円減の 2,441 万 3 千円となりました。

1 節報酬、4 節共済費は食品放射能検査に関する臨時職員の人件費ですが、2 名減により 415 万 6 千円減の 740 万 3 千円となりました。

109・110 ページをご覧ください。

13 節委託料は、除染廃棄物仮置き場の管理業務が完了したことなどにより、185 万 8 千円減の 473 万 6 千円となりました。15 節工事請負費は、除染廃棄物仮置き場の撤去工事の完了により 1,808 万 9 千円が全額減となりました。

113・114 ページをご覧ください。併せて説明資料の 15 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目農業委員会費については、121 万 4 千円減の 589 万 4 千円となりました。

1 節報酬は、農業委員会法が改正され、委員の構成や選出方法が変更となったため、農地利用最適化推進委員という新たな科目が追加となっていますが、報酬額全体では 16 万円減の 323 万 1 千円となりました。

115・116 ページをご覧ください。

3 目農業振興費については、3,437 万 6 千円減の 1 億 4,587 万 3 千円となりました。

119・120 ページをご覧ください。

19 節負担金補助及び交付金の補助金については、青果物等振興事業が 1,063 万 7 千円減の 6 万 9 千円、水田農業構造改革地域調整推進事業が 110 万 2 千円減の 995 万 7 千円、水田農業改革支援事業が 694 万円増の 2,534 万円、福島県営農再開支援事業交付金が 1,986 万 9 千円減の 2,375 万 5 千円、経営体育成支援事業が 736 万 8 千円増の 1,311 万 6 千円、青年就農給付金が 181 万 8 千円増の 1,381 万 8 千円、ふくしまプライド日本酒の里づくり補助金が 131 万 4 千円増の 千円となりました。

なお、元気な産地づくり整備事業 362 万 6 千円が全額減となりました。

交付金は、農業集積交付金が 1,532 万 6 千円減の 1,266 万 4 千円となりました。

121・122 ページをご覧ください。併せて説明資料の 16 ページをご覧ください。

5 目農地費については、750 万 8 千円増の、2 億 5,555 万 1 千円となりました。

13 節委託料では、ため池の耐震性点検調査 2,386 万 5 千円が全額増となりました。

123・124 ページをごらんください。

19 節負担金補助及び交付金の負担金については、国営かんがい排水事業は、国営宮川農業水利事業に係る負担金の減により、596 万円減の 518 万 8 千円となりました。

補助金では、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金が、587 万 8 千円減の 279 万 8 千円となりました。

28 節繰り出し金は、農業集落排水事業特別会計への繰り出し金で、料金改定に伴う委託事業費の増などにより、96 万 7 千円増の 4,596 万 8 千円となりました。

次に 6 款 2 項 1 目林業振興費については、1,942 万 5 千円増の 6,226 万 3 千円となりました。

125・126 ページをご覧ください。

13 節委託料では、森林環境を整備し木材産業の振興を図る「ふくしま森林再生整備事業」が、2,175 万 6 千円増の 5,721 万 2 千円、19 節負担金補助及び交付金の「緑資源幹線林道会津坂下・新鶴区間受益者組合」が 218 万 4 千円減の 197 万 9 千円となりました。

127・128 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目商工業振興費については、1,705 万 1 千円減の 3,825 万 5 千円となりました。

13 節委託料では、129・130 ページをご覧ください。風評対策 P R が 206 万 3 千円増の 499 万 7 千円となりました。19 節負担金補助及び交付金については、負担金の物産品販路拡大は、事業内容の見直しにより 50 万円減の 70 万円となりました。なお、補助金の馬食文化継承・推進事業補助金は、補助期間の満了により 60 万円の全額減となりました。

135・136 ページをご覧ください。併せて説明資料の 17 ページをご覧ください。

8 款 2 項 2 目道路維持費については、2 億 1,611 万 2 千円減の 1 億 4,758 万 1 千円となりました。

降雪・積雪量が少なかったため、7 節賃金の除雪機械運転手が 325 万 5 千円の減、137・138 ページをご覧ください。11 節需用費の燃料費が 309 万円の減、14 節使用料及び賃借料の除雪機械が 6,488 万 7 千円減となりました。

また、防雪サブセンターの建設経費については、13 節委託料の測量設計で 529 万 2 千円の減、15 節工事請負費の防雪サブセンター建設で 1 億 4,553 万 6 千円が全額減となりました。

139・140 ページをご覧ください。

3 目道路新設改良費については、道路橋りょう点検業務及び工事費を、新設した 6 目橋りょう新設改良費に引き継いだため、3 千万 8 千円減の 501 万 8 千円となりました。

141・142 ページをご覧ください。

6 目橋りょう新設改良費については、今ほど触れましたが、新設科目で、5 年に一度義務付けされている橋りょうの点検とそれに伴う工事費であり、2,865 万 6 千円となりました。

143・144 ページをご覧ください。

8 款 4 項 2 目土地区画整理費については、28 節繰り出し金の坂下東第一土地区画整理事

業繰出し金として、1,351万3千円減の1億3,822万7千円となりました。

説明資料の18ページをご覧ください。

次に4目下水道費については、下水道事業特別会計への繰り出し金として、繰越明許費分を含み1,032万9千円減の1億1,753万9千円となりました。

145・146ページをご覧ください。

8款5項1目住宅管理費については、618万7千円減の4,956万円となりました。

147・148ページをご覧ください。

11節需用費の施設修繕料は、102万8千円増の507万2千円、13節委託料の測量設計は、古町川尻団地給水設備等の設計委託で321万8千円の全額増、耐震性診断業務は874万8千円の全額減となりました。15節工事請負費は、町営古町川尻住宅の外壁改修工事などであり212万8千円減の3,375万2千円となりました。

149・150ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費については、195万9千円増の3億3,594万8千円となりました。

1節報酬は、出動手当の減などにより176万9千円減の1,870万1千円となりました。

151・152ページをご覧ください。

19節負担金補助及び交付金の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金が、865万3千円増の2億8,143万2千円となりました。

153・154ページをご覧ください。

2目消防施設費については、234万1千円減の548万2千円となりました。

15節の工事請負費の全国瞬時警報システムは248万4千円の全額増、18節備品購入費の小型動力ポンプ等は、460万1千円減の31万5千円となりました。

159・160ページをご覧ください。併せて説明資料の19ページをご覧ください。

10款2項1目小学校費学校管理費については、292万7千円減の5,486万4千円となりました。

161・162ページをご覧ください。

13節委託料の測量設計は、坂下南・東小学校の空調設備設置工事の設計委託料で221万4千円の全額増となりました。

163・164ページをご覧ください。

15節工事請負費の施設整備は、坂下東小学校の屋根改修工事で580万5千円となりました。なお、坂下南・東小学校への空調設備設置工事費8,974万2千円は繰り越し事業となっています。

165・166ページをご覧ください。

10款3項1目中学校費学校管理費については、101万円増の4,127万8千円となりました。

167・168ページをご覧ください。

13節委託料の測量設計は坂下中学校の空調設備設置工事の設計委託料で191万2千円の全額増となりました。

169・170 ページをご覧ください。

15 節工事請負費の繰越明許費 8,186 万 8 千円は、坂下中学校の空調設備設置工事費であります。19 節負担金補助及び交付金の選手派遣費補助金は 58 万 4 千円増の 265 万 2 千円となりました。

171・172 ページをご覧ください。

10 款 4 項 1 目幼稚園費については、1,127 万 7 千円減の 1 億 8,565 万 7 千円となりました。

1 節報酬の常勤的非常勤職員報酬の幼稚園教諭は、332 万円減の 3,130 万 8 千円となりました。

173・174 ページをご覧ください。

7 節賃金は、フルタイムではない臨時雇い職員の賃金で 65 万 5 千円減の 687 万 6 千円となりました。

175・176 ページをご覧ください。

13 節委託料の通園運転業務は、委託方法の変更により 718 万 6 千円減の 2,906 万 4 千円となりました。

15 節工事請負費の施設整備は、旧町民体育館跡地を通園バス乗降所として整備するもので、支出済の 969 万円が前金分、残分の 1,579 万 6 千円は繰り越し明許費となっております。

179・180 ページをご覧ください。併せて説明資料の 20 ページをご覧ください。

10 款 5 項 2 目公民館費については、中央公民館の外壁、エレベーター改修工事費の増などにより、301 万 9 千円増の 1,918 万 8 千円となりました。

183・184 ページをご覧ください。

4 目埋蔵文化財発掘調査費については、292 万 9 千円減の 6,655 万 5 千円となりました。

減となった主な要因は、高寺山の調査などの遺跡発掘調査事業が、調査員賃金の増加などにより 277 万 9 千円の増、埋蔵文化センター活用事業では、センターの開所に伴う埋蔵文化財の確保、施設工事費等で 443 万 3 千円の増となったものの、開発に伴う柳田地区の発掘調査委託分 1,014 万 2 千円の減額となったことによるものです。

189・190 ページをご覧ください。

10 款 6 項 1 目保健体育総務費については、スポーツ推進事業委託費の減額などにより、719 万 8 千円減の 2,339 万 7 千円となりました。

191・192 ページをご覧ください。

2 目体育施設費については、町民体育館の解体工事などの実施により 4,541 万 8 千円増の 5,385 万 6 千円となりました。

199・200 ページをご覧ください。併せて説明資料の 21 ページをご覧ください。

12 款 1 項 1 目公債費元金については、平成 28 年度借入分として、消防団災害時通信網整備事業、防雪サブセンター整備事業、地域づくり推進事業などの償還が開始されたことに伴う償還元金 1,474 万 7 千円増の 10 億 3,036 万 6 千円となりました。

次に 2 目公債費利子については、長期債利子が 1,171 万 6 千円の減となったことにより、

6,692 万 2 千円となりました。

次に 13 款 1 項 1 目水道事業支出金については、1,016 万 4 千円減の 1,826 万 2 千円となりました。

19 節負担金補助及び交付金の上水道経営戦略策定補助金 135 万円が全額減、24 節投資及び出資金の広域化対策事業出資金は 287 万 7 千円の減、28 節繰出金の会津若松地方広域圏水道用水供給事業で 561 万 5 千円の減となりました。

以上で、決算についての説明は終了いたしますが、平成 30 年度の事業内容については、「平成 30 年度普通会計における主要施策の報告書」において、詳細にわたって記載をしておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、「財政の健全化に関する法律」に規定されております、4 つの指標について説明を申し上げます。

別冊「平成 30 年度決算に関する参考資料」の 20 ページ・21 ページをご覧ください。

「財政の健全化に関する法律」は、比率の公表とその比率に応じて健全化計画を策定することを目的としており、比率の公表につきましては、平成 19 年度決算から行われており、健全化計画策定については、平成 21 年度から義務化されたところであります。

平成 30 年度の決算においては、実質公債費比率が 13.7%、将来負担比率が 97.3%となりました。

両数値とも早期健全化基準を超えておりませんが、実質公債費比率は、昨年度と比較し 0.2 ポイントの改善となりましたが、依然として高い水準にありますので、今後も町財政計画に添った財政運営並びに、行財政改革プランの着実な実行をしていかなければならないと考えております。

将来負担比率は、昨年度と比較し 8.6%の改善となりましたが、実質公債費比率同様、依然として高い数値でありますので、今後におきましても推移を注視しながら、計画性をもった起債の運用を行い、さらなる改善に努めてまいります。

21 ページは、平成 24 年度からの標準財政規模、基準財政収入額、基準財政需要額、普通交付税、財政力指数、及び経常収支比率の推移であります。

普通交付税は、人口の減少等により 1,723 万 7 千円の減となり、今後においても減少傾向にあると推測できることから、事務事業の見極めをしっかりとし、真に必要な事業の予算化に努めてまいります。

次に、経常収支比率であります。前年度同数値の 90.2%となりました。普通交付税の減少傾向が進むならば、さらに財政の硬直化は進み、改善には向かわない為、引き続き事業の精査・見直しを進めてまいります。

次に、将来にわたる財政負担となる地方債・債務負担行為・基金についてご説明いたします。

同参考資料の 43 ページをご覧ください。「地方債現在高の状況」であります。

一番下の合計欄をご覧ください。

地方債の平成 29 年度末現在高は、96 億 9,504 万 4 千円で、平成 30 年度発行額が 5 億 7,366 万円、そして、元金償還額 11 億 2,855 万 2 千円を差し引きますと、平成 30 年度末

現在高は、91 億 4,015 万 2 千円で、前年度末との比較で、5 億 5,489 万 2 千円の減となりました。

次に、債務負担行為の今後の支出予定額であります、資料の 44 ページから 45 ページに記載をしております。

資料の 45 ページの合計欄をご覧ください。平成 30 年度末における、令和元年度以降の支出予定額は、4 億 56 万 7 千円となっております。

昨年の決算における平成 30 年度以降の支出予定額との比較で、1 億 6,939 万 8 千円の減となりました。

次に、基金の状況についてご説明申し上げます。

別冊「平成円年度財産に関する調書」をご覧ください。

8 ページから 17 ページにかけまして、基金の運用状況を記載しております。

基金全体の平成 29 年度末現在高は、3 億 8,430 万円でありましたが、平成 30 年度中に 3,579 万 8 千円の増となり、平成 30 年度末では、4 億 2,009 万 8 千円となりました。

なお、決算に関する資料としては、決算書及び決算説明資料のほかに、先ほど若干内容について説明いたしました、決算に関する参考資料、財産に関する調書、普通会計における主要施策の報告書、を添付しておりますので、ご覧頂きたいと思います。

以上で、平成 30 年度一般会計歳入歳出決算に係る説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時 27 分）

再開を 2 時 40 分といたします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 2 時 40 分）

次に、議案第 67 号から議案第 69 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 67 号「平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものであります。

国保における、30 年度末の世帯数及び被保険者数ですが、世帯においては前年度比 110

世帯減の 2,282 世帯、被保険者数は、前年度比、248 人減の 3,800 人でありました。

なお、国保制度改革により平成 30 年度より県が保険者となりました。それに伴い、決算の内容も平成 29 年度のものとは大幅に変わっております。

それでは、決算書の 1 ページをお開きください。はじめに、歳入について申し上げます。

1 款国民健康保険税から、8 款諸収入までの歳入合計で、調定額 20 億 1,386 万 6,140 円に対して、収入済額 19 億 5,373 万 808 円、不納欠損額 511 万 3,596 円、収入未済額 5,502 万 1,736 円でありました。

次に、歳出です。3 ページをお開きください。

1 款総務費から 9 款予備費までの歳出合計で、支出済額は 18 億 4,417 万 5,537 円となり、5 ページの歳入歳出差引残額が、1 億 955 万 5,271 円となりました。

決算の詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の 1 ページをお開きください。

はじめに、歳入です。

1 款国民健康保険税 全体では、調定額 4 億 3,809 万 1,495 円に対して、収入済額 3 億 7,795 万 6,163 円、不納欠損額 511 万 3,596 円、収入未済額 5,502 万 1,736 円でありました。

保険税全体で、29 年度決算と比べ減額となったのは、被保険者数の減少に加え、昨年度国保税を値下げしたことが要因となっております。

収納率では、現年度分は前年度比、2.05%増の 95.79%、過年度分は前年度比 1.57%減の 34.33%であり、全体では、前年度比 0.32%増の 86.27%でありました。

3 ページをお開きください。

国保制度の改正で県が保険者となったことで、これまでの 3 款国庫支出金で受けていたものが 4 款県支出金による歳入となっております。4 款県支出金全体では 12 億 3,162 万 8,323 円でありました。

5 ページをお開きください。

6 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金のうち、1 節保険基盤安定繰入金 9,144 万 7,373 円は、保険税軽減に伴う繰入金であり、その内訳は県 4 分の 3、町 4 分の 1 の負担割合であります。

3 節出産育児一時金等繰入金 160 万 6,000 円は、国保被保険者の出産育児一時金等に係る繰入金であり、3 分の 2 を一般会計から繰り入れております。

4 節財政安定化支援事業繰入金 1,793 万 5,000 円は、保険者支援として、財政の安定化を図るために、国が示した算式により繰り入れられるものであります。

5 節その他一般会計繰入金 1,214 万 4,185 円は、国が独自の施策として実施している、乳幼児等の医療費無料化事業などに対して、国保負担分を精算し、一般会計繰入金として繰り入れるものであります。

7 ページをお開きください。

次に、7 款 1 項 2 目その他の繰越金 1 億 6,376 万 7,372 円は前年度繰越金であります。

9 ページをお開きください。

8 款諸収入 4 項 8 目雑入における、人間ドック個人負担金 134 万 5,000 円は、日帰り 14 人、1 泊 2 日 7 人、脳ドックを含む 1 泊 2 日 50 人、合計 71 名の方からの一部負担金であります。

次に、歳出です。13 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費 13 節委託料 507 万 7,571 円は、国保における電算処理それぞれの委託料であります。

次に、2 項徴税費は、国保税の賦課に係る事務費及び国保基幹システムの保守委託料の予算であり、同じく 3 項運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費であります。委員の人数は 9 名であります。

15 ページをお開きください。

1 款 5 項収納率等特別対策事業費 106 万 2,405 円は、収納率向上のため、県から補助金を活用し取り組む経費であり、職員の時間外手当や徴収車の維持管理費が主なものになります。臨戸徴収では、毎月 5 の付く日を徴収強化日として設定し、実施いたしました。

17 ページをお開きください。

2 款保険給付費は全体で、11 億 9,995 万 9,220 円となり、前年度との対比では約 2.9% の減となりました。

19 ページをお開きください。

2 款保険給付費のうち、4 項 1 目出産育児一時金 19 節負担金補助及び交付金 240 万 9,260 円は、9 名の出生における補助金と、その他の経費であります。

同じく、5 項 1 目葬祭費 19 節負担金補助及び交付金 150 万円は、30 名に対する葬祭費であります。

21 ページをお開きください。

5 款保険事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費 1,381 万 3,760 円は、健康診査に係る経費であり、特定健診の受診率は 44.3% でありました。

次に、同じく 2 項 1 目保健衛生普及費 144 万 1,053 円は、医療費やジェネリック差額通知のお知らせ等に係る郵便料や、通知作成に要する国保連合会への委託料等であります。

23 ページをお開きください。

同じく 2 目疾病予防費 690 万 8,949 円は、国保加入者の重症化予防対策として、国保のデータベース、KDB を活用し、対象者宅訪問による健康指導を実施するための看護師の人件費、及び人間ドックに係る坂下厚生病院との委託料等であります。

次に、同じく、3 項 1 目施設管理費 353 万 8,740 円は、健康管理センターの維持・運営に係る経費であります。

25 ページをお開きください。

同じく、2 目保健指導事業費 10 万 172 円は、各種健康教室開催の際の講師等への報奨金であります。

7 款公債費 1 項 1 目元金 23 節償還金利子及び割引料 4,980 万円は、平成 26 年度に県から借り入れました 8,300 万円の 5 年均等元金支払いの 3 年目の償還金と残 2 年分の繰上償還分を合わせたもので、平成 30 年度で完済となっております。

27 ページをお開きください。

8 款諸支出金 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 149 万 400 円は、過年度分の保険税の還付金であり、39 件ありました。

同じく、6 目その他償還金 4,675 万 7,649 円は、過年度における療養給付費及び特定検診負担金等の事業費の清算で生じた国等への返還金であります。

歳出合計といたしましては、予算現額 19 億 7,697 万 9 千円、支出済額 18 億 4,417 万 5,537 円でありました。

29 ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の実質収支額は 1 億 955 万 5,000 円でありました。

30 ページは財産に関する調書、31 ページは地方債明細書であります。

説明は、以上であります。

次に、議案第 68 号「平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付したいというものであります。

介護保険における、平成 30 年度末の被保険者数は、前年度と同数の 5,517 人でありました。

それでは、決算書の 1 ページをお開きください。

歳入については、1 款保険料から 9 款諸収入までの歳入合計で、調定額 22 億 3,901 万 8,036 円に対して、収入済額 22 億 3,434 万 2,374 円、不納欠損額 43 万 6,900 円、収入未済額 423 万 8,762 円となりました。

3 ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1 款 総務費から 6 款予備費までの歳出合計で、支出済額は 21 億 539 万 8,415 円となり、5 ページの歳入歳出差引残額は、1 億 2,894 万 3,959 円となりました。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので事項別明細書 1 ページをお開きください。

それでは、事項別明細書により説明いたします。

1 款保険料全体では、調定額 4 億 4,658 万 5,080 円に対し、収入済額 4 億 4,190 万 9,418 円でありました。収納率は、特別徴収分が 100%、普通徴収分は前年度比 1.82%の増の 92.01%、滞納繰越分は前年度比 5.90%の増の 39.23%、全体では、前年度比 0.25%増の 98.79%でした。

次に、2 款 1 項 2 目民生手数料 24 万 5,100 円は、配食サービスを受けている被保険者の自己負担分であり、1 食 300 円の自己負担で 817 食分となります

3 款国庫支出金 2 項 4 目保険者機能強化推進交付金 259 万円は、市町村が行う自立支援・重度化防止の取り組みを評価指標により点数化し、法定負担割合とは別に交付されるものです。

5 ページをお開きください。

7 款繰入金のうち、1 項 4 目その他一般会計繰入金 5,001 万 3,615 円は、介護保険特別会計における職員の人件費分 3,865 万 8,171 円と、要介護認定事務費 1,135 万 5,444 円であります。

8 款繰越金は、前年度繰越金が 9,673 万 7,034 円であります。

次に、歳出です。9 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 4028 万 4,771 円は、介護保険特別会計に係る職員の人件費や需用費等の事務費であります。

11 ページをお開きください。

2 款保険給付費のうち 1 項居宅介護サービス等諸費は、要介護 1 から要介護 5 までの対象者に係る保険給付費であり、前年度比 1.06%増の、17 億 4,822 万 6,679 円であります。

13 ページをお開きください。

同じく 2 項介護予防サービス等諸費は、要支援 1・2 の方を対象としたもので、前年度 25.28%減となる 1,250 万 9,940 円でした。

15 ページをお開きください。

同じく 6 項特定入所者介護サービス等費は、生活保護など、所得の少ない方に対してショートステイを含む介護保険施設の利用料のうち、居住費と食費の軽減措置が受けられる制度で、1 億 637 万 6,040 円でした。

17 ページをお開きください。

3 款は地域支援事業になります。地域支援事業は、要支援や要介護になるおそれのある高齢者に対して、介護予防のためのサービスが提供される事業で、3 款全体では、前年度の 7.06%減となる 7,568 万 8,838 円であります。

3 款 1 項は介護予防・生活支援サービス事業費であり、うち 1 目介護予防・生活支援サービス事業 3,664 万 6,863 円は、要介護・要支援になる恐れのある高齢者を対象に行う、総合事業で、訪問型、通所型事業を実施したものです。

同じく 2 目介護予防ケアマネジメント事業費 902 万 7,269 円は、要支援 1 から 2 の方のケアプラン作成に要した費用です。

3 款 2 項一般介護予防事業費 277 万 9,624 円は、一般高齢者向けの事業として、臨時職員 1 名分の人件費を含む、関節症予防運動や、スーパーマルコ体操、介護予防講座を実施したものです。

19 ページをお開きください。

3 款 3 項包括的支援事業等費・任意事業費は、4 目を除き、社会福祉協議会への委託しているものです。

1 目から 3 目までは、地域包括支援センター業務に要するもの、4 目任意事業費 211 万 2,100 円は、訪問給食サービスおよび成年後見制度利用支援事業、であり、5 目在宅医療・介護連携推進事業費 457 万 2,999 円は、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者連携を推進していく内容であります。

21 ページをお開きください。

同じく 6 目生活支援体制整備事業費 689 万 1,248 円は、介護の提供だけでなく、医療と介護、高齢者と地域などの連携を進めながら日常生活の支援や高齢者の社会参加を図っていくためのものであって 7 目認知症総合支援事業 682 万 1,587 円は、早期の認知症悪化防止の支援、認知症の疑いがある高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援体制を構築することを目的に実施していくものであります。

同じく 8 目地域ケア会議推進事業 24 万 2,701 円は、多職種連携事業を行うのに要した費用であります。

23 ページをお開きください。

4 款諸支出金 1 項 1 目償還金、2,729 万 984 円は、前々年度の事業費確定による、介護給付費負担金等の国・県並びに社会保険診療報酬支払基金への返還金及び過年度還付金になります。

5 款基金積立金ですが、30 年度は第 7 期介護保険事業計画の最初の年度でありまして、第 1 号保険料分に余裕があったため、4,000 万円の積立を行いました。

25 ページをお開きください。

歳出合計、予算現額 22 億 4,129 万 7 千円に対して、支出済額 21 億 539 万 8,415 円でありました。

27 ページをお開きください。

介護保険特別会計の実質収支ですが、実質収支額は、1 億 2,894 万 4 千円であります。

28 ページは、財産に関する調書となっております。

以上、説明となります。

続いて、議案第 69 号「平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付したいというものであります。

平成 30 年度末における被保険者数は、3,071 人で、平成 29 年度に比べますと 25 名の減少ありました。

それでは、決算書の 1 ページをお開きください。

はじめに、歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料から、5 款諸収入までの歳入合計で、調定額 1 億 7,738 万 9,179 円、収入済額 1 億 7,727 万 179 円、不納欠損額 1 万 300 円、収入未済額 10 万 8,700 円であります

3 ページをお開きください。

歳出ですが、1 款総務費から、4 款予備費までの歳出合計で、支出済額は、1 億 7,705 万 8,844 円となり、5 ページの歳入歳出差引残額は、21 万 1,335 円となりました。

それでは、事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の 1 ページをお開きください。

はじめに、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は、調定額 1 億 1,999 万 3,300 円に対して、収入済額 1 億 1,987

万 4,300 円でありました。

収納率については、現年度特別徴収分が 100.36%、現年度普通徴収分が 98.74%、滞納繰越分が 82.14%でありました。

なお、1 節特別徴収保険料では、収入済額が、調定額を超える収入となっておりますが、次年度に過年度分還付としてお返ししているところであります。

3 ページをお開きください。

5 款諸収入 2 項 1 目保険料還付金 19 万 7,600 円は、年金機構への返還分が 13 名、死亡の事由によるものが 37 名、町外転出によるものが 3 名で、合計 53 名分の還付金であります。

次に、歳出です。5 ページをご覧ください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 1 億 7,610 万 3,845 円は、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

3 款諸支出金、1 目償還金及び還付加算金 23 万 9,300 円は、平成 30 年度における特別徴収分返還 1 万 2,500 円と死亡還付 18 万 3,400 円、転居還付が 1,700 円、平成 29 分調定取消平成 30 調定分の 4 万 1,700 円の合計でありまして、該当者は 45 名でありました。

9 ページをお開きください。

実質収支ですが、実質収支額は 21 万 2 千円でありました。

説明は以上となります。

◎議長（古川庄平君）

次に、議案第 70 号から議案第 73 号について説明願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

まずはじめに、議案第 70 号「平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 校負担金から 7 款 1 項町債まで、歳入合計は、予算現額 4 億 822 万 8,000 円、調定額 4 億 820 万 9,589 円に対しまして、収入済額 4 億 417 万 679 円、収入未済額 401 万 4,260 円となっております。なお不納欠損額 2 万 4,650 円については債権消滅によるものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。2・4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項下水道総務費から 3 款 1 校予備費まで、歳出合計は、予算現額 4 億 822 万 8,000

円に対しまして、支出済額 4 億 417 万 679 円となっております。

5 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出差引残額は 0 円であります。

それでは、事項別明細書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目負担金の 1 節現年度分は、調定額 694 万 1,450 円に対しまして、収入済額 597 万 250 円であり、97 万 1,200 円が収入未済額となりました。

2 節滞納繰越分は、調定額 241 万 4,960 円に対しまして、収入済額 22 万 6,990 円であり、218 万 7,970 円が収入未済額となったところであります。

次に、2 款 1 項 1 目使用料の 1 節現年度分は、調定額 6,043 万 790 円に対しまして、収入済額 6,006 万 3,030 円であり、36 万 7,760 円が収入未済額となりました。2 節滞納繰越分は、調定額 82 万 9,960 円に対しまして、収入済額 31 万 7,980 円であり、48 万 7,330 円が収入未済となったところであります。なお不納欠損額 2 万 4,650 円については債権消滅によるものであります。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに 1 億円であります。

次に、4 款 1 項 1 目の 1 節都市計画費補助金は、調定額、収入済額ともに 302 万 3,000 円であります。

次に、5 款 1 項 1 目の 1 節一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに 1 億 1,753 万 8,954 円であります。

3・4 ページをお開き願いたいと思います。

6 款 2 項 1 目の 1 節預金利子は、調定額、収入済額ともに 541 円であります。

3 款 1 項の 1 目の雑入は、調定額、収入済額ともに 55 万 4,011 円であり、福島県下水道公社からの下水道まつり助成金 5 万 5,511 円及び下水道汚泥の放射性物質検査費に係る原子力損害賠償金 49 万 5,720 円などであります。

次に、7 款 1 項 1 目の 1 節公共下水道事業債は、調定額、収入済額ともに 1 億 1,440 万円であり、うち 2,000 万円は資本費平準化債であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

5・6 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 11 節需用費から 19 節負担金補助及び交付金まで、325 万 1,372 円であり、主なものは 13 節委託料の料金改定検討業務 301 万 3,200 円であります。

次に、1 款 2 項 1 目維持管理費につきましては、坂下西・坂下東・坂下中央の各浄化センターの管理維持費であります。

11 節需用費の 908 万 757 円の主なものは各浄化センターの光熱水費 892 万 3,827 円であります。

12 節役務費の 37 万 9,113 円の主なものは、維持管理に係る電話料、並びに火災保険料などであります。

13 節委託料 3,674 万 4,752 円の主なものは、各浄化センターの維持管理経費及び放射線各種測定委託料など 3,526 万 9,256 円、並びに上水道への使用料徴収収納事務委託 112 万

4,226 円などであります。

15 節工事請負費 202 万 248 円は、坂下中央浄化センターマンホール蓋交換工事他 8 件の工事請負費であります。

7・8 ページをお開き願いたいと思います。

次に、3 項 1 目建設費につきましてご説明申し上げます。

13 節委託料 4,115 万 7,720 円は、管渠設計積算業務委託その 1、ほか 4 件の測量設計費であります。

15 節工事請負費 1 億 6,722 万 720 円は、坂下西・坂下中央処理区内の管渠埋設工事等 8 件の工事請負費であります。

22 節補償補填及び賠償金 96 万 6,200 円は下水管渠埋設工事に伴う水道管布設替工事 2 件に対する補償費であります。

次に、2 款 1 項公債費 1 目元金及び 2 目利子の 1 億 2,699 万 6,174 円につきましては、下水道事業債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は 4 億 417 万 679 円であります。

11 ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書であります。歳入、歳出の総額はそれぞれ 4 億 417 万 1,000 円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

12 ページは財産に関する調書を、13 ページにつきましては地方債の明細書を、14 ページにつきましては平成 30 年度における主要事業をそれぞれ記載してございます。

以上で、私からの説明とさせていただきます。

次に、議案第 71 号「平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいというものであります。

決算書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項国庫補助金から 6 款 1 項町債まで、歳入合計の予算現額 2 億 5,354 万円、調定額 2 億 5,175 万 4,739 円に対しまして、収入済額は 2 億 3,007 万 2,739 円となり、収入未済額は 2,168 万 2 千円となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3・4 ページをお開きたいと思います。

1 款 1 項坂下東第一地区事業費から 3 款 1 項予備費まで、歳出合計の予算現額 2 億 5,354 万円に対しまして、支出済額は 2 億 2,893 万 2,739 円で、翌年度繰越額が 2,282 万 2 千円となりました。

5 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出差引残額は 114 万円となっております。

それでは、事項別明細書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目の 1 節「都市計画費補助金」は、調定額 6,103 万 1 千円に対しまして、収入済額が 4,904 万 9 千円で、収入未済額の 1,198 万 2 千円は翌年度明許繰越分であります。

次に、2 款 1 項 1 目の 1 節「不動産売払収入」は、調定額、収入済額ともに 0 円であります。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節「一般会計繰入金」は、調定額、収入済額ともに 1 億 3,822 万 7,273 円であります。

次に、4 款 1 項 1 目 1 節「繰越金」は、調定額、収入額ともに 637 万 3 千円であります。

次に、5 款 1 項 1 目の 1 節「預金利子」は、調定額、収入済額ともに 376 円であります。

次に、5 款 2 項 1 目 1 節「雑入」は、調定額、収入済額ともに 2 万 3,090 円であり、区画整理区域内町管理地の使用や電柱設置などに係る行政財産使用料及び仮換地証明などに係る証明手数料であります。

次に、6 款 1 項 1 目 1 節「都市計画事業債」は、調定額 4,610 万円に対しまして、収入済額が 3,640 万円で、収入未済額が 970 万円は翌年度への明許繰越分であります。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

3・4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目「坂下東第一地区事業費」の 1 節「報酬」4 万 4,100 円は、土地区画整理審議会 2 回開催に伴う委員の報酬であります。

2 節「給料」から 4 節「共済費」までは、職員 2 名分の人件費であります。

11 節「需用費」3 万 3,638 円につきましては、土地区画整理事業に係る事務用品であります。

13 節 委託料 683 万 310 円は、建物等調査算定業務委託及び画地確定測量業務委託が主なものであります。

15 節「工事請負費」3,819 万 7,440 円につきましては、都市計画道路坂下羽林線の道路築造工事及び街区整地工事に要した費用が主なものであります。

19 節「負担金補助及び交付金」467 万 5,940 円は、水道事業の配水管布設工事に係る企業債元利償還負担金であります。

22 節「補償補填及び賠償金」6,167 万 4,297 円につきましては、建築物 3 戸 6 棟及び工作物、動産、電力・電話柱等の移転補償が主なものであり、1 戸一棟 2,282 万 2 千円を翌年度明許繰越といたしました。

5・6 ページをお開き願いたいと思います。

次に、2 款 1 項「公債費」1 目「元金」及び 2 目「利子」の 1 億 275 万 8,871 円は、都市計画事業債の償還元金及び償還利息であります。

以上、歳出合計支出済額は、2 億 2,893 万 2,739 円で、翌年度繰越額は 2,282 万 2 千円であります。

7 ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書であります。歳入総額が 2 億 3,007 万 3 千円、歳出総額が 2 億 2,893 万 3 千円で、歳入歳出差引額が 114 万円であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、

議案第 72 号「平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」ご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付したいとするものであります。

決算書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。

1 款 1 項分担金から 4 款 3 項雑入まで、歳入合計、予算現額 6,867 万 5,000 円、調定額 6,781 万 6,085 円に對しまして、収入済額は 6,691 万 6,325 円となり、収入未済額は 89 万 9,760 円になったところであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。3・4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項農業集落排水総務費から 3 款 1 項予備費まで、歳出合計、予算現額 6,867 万 5,000 円に對しまして、支出済額 6,691 万 6,325 円となっております。

5 ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出差引残額は 0 円であります。

それでは、事項別明細書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

1 款 1 項 1 目農林水産業費分担金の 1 節現年度分は、調定額、収入済額ともに 10 万円であります。2 節滞納繰越分は、調定額 72 万 9,110 円に對しまして、収入済額は 15 万 7,880 円となり、収入未済額が 57 万 1,230 円となりました。

次に、2 款 1 項 1 目使用料の 1 節現年度分であります。調定額 2,064 万 7,440 円に對しまして、収入済額は 2,039 万 9,820 円となり、収入未済額は 24 万 7,620 円となりました。2 節滞納繰越分は、調定額 25 万 4,250 円に對しまして、収入済額は 17 万 3,340 円となり、収入未済額が 8 万 910 円となったところであります。

次に、3 款 1 項 1 目の 1 節一般会計繰入金は、調定額、収入済額ともに 4,596 万 8,380 円であります。

次に、4 款 2 項 1 目の 1 節預金利子は、調定額、収入済額ともに 65 円であります。

3 項 1 目 1 節雑入につきましては、下水道汚泥の放射線物質検査費に係る原子力損害賠償金で、調定額、収入済額ともに 11 万 6,640 円であります。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。

3・4 ページをお開き願いたいと思います。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、1 節報酬から 27 節公債費まで記載のとおり管理経費でありまして、支出済額 364 万 3,100 円のうち主なものは 27 節公債費の消費税及び地方消費税 303 万 4,900 円であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費 2,047 万 4,741 円は、窪倉・合川・陣が峯城・長井の各浄化センターの維持管理経費であります。主なものについてご説明いたします。

2 節給料から 4 節共済費までは職員 1 名分の人件費となっております。

5・6 ページをお開き願いたいと思います。

11 節需用費 334 万 7,820 円の主なものにつきましては、各浄化センターの光熱水費 308 万 8,386 円、及び公用車車検整備費用 7 万 4,736 円などであります。

12 節役務費 27 万 8,715 円の主なものにつきましては、維持管理に係る電話料、並びに

火災保険料などであります。

13 節委託料 714 万 8,402 円の主なものにつきましては、各浄化センターの維持管理費 456 万 6,240 円、施設管理費 77 万 5,720 円並びに汚泥引拔運搬費 170 万 6,832 円、並びに上水道への使用料徴収収納事務委託 7 万 9,090 円などであります。

14 節使用料及び賃借料 26 万 5,680 円は、公用車のリース料金であります。

15 節工事請負費 68 万 5,800 円は、合川浄化センター局所換気ファン交換工事他 4 件の工事請負費であります。

19 節負担金補助及び交付金 189 万 1,000 円は、真木・津尻処理区の維持管理に係る喜多方市さんへの負担金であります。

2 款 1 項公債費 1 目元金及び 2 目利子の 4,279 万 8,484 円につきましては、下水道債の償還元金及び償還利子であります。

以上、歳出合計、支出済額は 6,691 万 6,325 円であります。

9 ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書であります。歳入、歳出の総額はそれぞれ 6,691 万 6,000 円となり、歳入歳出差引額は 0 円であります。

10 ページにつきましては財産に関する調書を、11 ページにつきましては地方債明細書を、それぞれ記載させていただきました。

以上で、説明とさせていただきます。

次に、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」ご説明申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付したいというものです。

それでは、平成 30 年度水道事業会計決算書の 1・2 ページをお開き願いたいと思います。決算報告書であります。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入では、2 ページにありますとおり、第 1 款水道事業収益につきましては税込額 4 億 9,007 万 6,266 円となり、支出では、第 1 款水道事業費用の税込額 4 億 9,420 万 9,295 円となりました。

次に、3・4 ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出について申し上げます。

収入では 4 ページにありますとおり、第 1 款資本的収入の税込額 1,128 万 1,864 円に對しまして、支出では、第 1 款資本的支出の税込額 1 億 2,879 万 4,333 円となりました。差引その不足額 1 億 1,751 万 2,469 円は、下段に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 279 万 4,159 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 947 万 2,310 円及び建設改良積立金 524 万 6,000 円で補填させていただきました。

次に、5 ページをお開き願いたいと思います。損益計算書であります。

本年度の収益は税抜額で、1 営業収益が 3 億 9,406 万 2,786 円、これに対し 2 の営業費用は、4 億 3,951 万 4,935 円で、差引営業損失が 4,545 万 2,149 円となりました。これは、

固定資産の減価償却及び除却をしたことによるものであります。3 営業外収益 6,071 万 9,367 円、4 営業外費用 1,655 万 3,738 円で、差引営業外利益が 4,416 万 5,629 円となったところであります。これに、5 特別利益 389 万 6,014 円、6 特別損失 965 万 8,663 円を加えて、当年度純損失は、704 万 9,169 円になりました。これは、過年度損益修正益、並びに過年度損益修正損を計上したことによるものであります。

これに、前年度繰越利益剰余金 1 億 4,561 万 9,685 円、及びその他未処分利益剰余金変動額 524 万 6,000 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 1 億 4,381 万 6,516 円となったところであります。

6・7 ページをお開き願いたいと思います。剰余金計算書についてご説明申し上げます。

6 ページの資本剰余金であります。当年度末残高として補助金 135 万と工事負担金 1,329 万 9,920 円を減額し、繰越資本剰余金合計は 8,530 万 1,485 円となるところであります。

次に、7 ページの利益剰余金であります。当年度末残高としまして、減債積立金 1,100 万円、建設改良積立金 9,385 万 4,195 円、繰越利益剰余金前年度末残高 1 億 4,561 万 9,685 円にその他未処分利益剰余金変動額 524 万 6,000 円及び当年度純損失 704 万 9,169 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 1 億 4,381 万 6,516 円となり、5 ページの損益計算書と一致するところであります。

次に、剰余金処分計算書についてですが、当年度分は処分を行わず 1 億 4,381 万 6,516 円を翌年度繰越利益剰余金としたい考えであります。

次に、8・9 ページの貸借対照表についてご説明申し上げます。

資産の部で、1 固定資産合計 29 億 12 万 1,720 円、2 流動資産合計 7 億 775 万 2,263 円となり、資産合計は 36 億 787 万 3,983 円となるところであります。

次に、負債の部で、3 固定負債合計 4 億 7,845 万 7,795 円、4 流動負債合計 9,809 万 3,111 円、5 繰延勘定合計 10 億 6,775 万 3,690 円となり、負債合計は 16 億 4,430 万 4,603 円となるところであります。

次に、資本の部であります。6 資本金合計 16 億 2,959 万 7,184 円、7 剰余金合計 3 億 3,397 万 2,196 円で、資本合計 19 億 6,356 万 9,380 円となり、負債資本合計は 36 億 787 万 3,983 円で 8 ページの資産合計と一致するところでございます。

10 ページから 25 ページまでは決算附属書類でございます。

10 ページをお開き願いたいと思います。

平成 30 年度会津坂下町水道事業報告書についてご説明申し上げます。

(1) イの建設改良事業では、坂下浄水場濾過地の老朽化に伴い、濾過地並びに排水ポンプの取壊しを実施したところであります。

また、公共下水道管渠工事に伴い、町道新町東裏通り線で 8.6 メートル、町道北裏通り線で 8 メートルの配水管布設替工事を実施したところでございます。

次にロの給水の状況についてご説明申し上げます。

本年度末における給水人口は、1 万 5,142 人であり、前年度末に比べ 278 人減少し、給水戸数も、5,681 戸と前年度末に比べ 9 戸減少し、水道普及率は 94.6%となったところで

あります。

年間総配水量につきましては、189 万 9,333 m³であり、前年度に比べ 2 万 3,293 m³増加し、一日当たりの平均配水量も、64 m³増加の 5,203 m³となりました。

年間有収水量は、145 万 2,625 m³であり、前年度に比べ 4,277 m³減少し、有収率は、前年度に比べ 1.18 ポイント減少して、76.48%となったところであります。

続いてハの財政の状況についてご説明申し上げます。

収益的収入では、総収益が 4 億 5,867 万 8,167 円となり、前年度に比べて 675 万 1,671 円の減少となりました。

収益的支出では、総費用が 4 億 6,572 万 7,336 円となり、前年度と比べて 2,369 万 9,511 円となったところであります。

この結果、704 万 9,169 円が純損失となったところであります。

次に、資本的収支では、収入が 1,128 万 1,864 円、支出が 1 億 2,879 万 4,330 円となり、不足する額は 1 億 1,751 万 2,469 円を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 279 万 4,159 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 947 万 2,310 円及び建設改良積立金 524 万 6,000 円で補てんしたところであります。

11 ページをお開き願いたいと思います。

議会議決事項及び職員に関する事項は記載のとおりでございます。

12 ページをお開き願いたいと思います。

建設工事の概況を記載させていただきました。

次に、13 ページをお開き願いたいと思います。

(1) 業務量、1 業務量でございます。年度末の給水人口は 1 万 5,142 人、年度末給水戸数は 5,681 戸となったところであります。また、先ほども申し上げました年間総配水量は 189 万 9,333 m³、年間総有収水量は 145 万 2,625 m³となり、有収率は 76.48%となったところであります。

次に、14 ページの表につきましては、月別配水量・有収水量調べで、記載のとおりでございます。

次に、15 ページをお開き願いたいと思います。

(2) 事業収入 (3) 事業費に関する事項であります。税抜き事業収入合計 4 億 5,867 万 8,167 円、税抜き事業費合計 4 億 6,572 万 7,336 円となったところでございます。なお、対前年度比較は記載のとおりでございます。

次に、16 ページをお開き願いたいと思います。

4 会計、(1) 重要契約の要旨、(2) 企業債及び一時借入金の概要、(3) 地方公共団体財政の健全化に関する法律に基づく比率の状況につきましては記載のとおりでありますので後ほどご覧願いたいと思います。

次に、17 ページをお開き願いたいと思います。

量水器取替工事等の事項に関する記載につきましては記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。

次に、18 ページをお開き願いたいと思います。

キャッシュフロー計算書であります。キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金の減少額は 1,577 万 6,823 円となり、資金期末残高は 6 億 9,045 万 8,680 円となりました。

次に、19 ページをお開き願いたいと思います。

収益費用明細書であります。19 ページの (1) 収益勘定、(2) 収益勘定の費用から 21 ページの (3) 資本勘定の収入、(4) 資本勘定の支出であります。各勘定科目ごとに税抜き額を計上したものでありますので、説明は省略させていただきたいと思います。

次に、22 ページをお開き願いたいと思います。

平成 29 年度決算認定された有形固定資産の平成 29 年度末現在高について、固定資産台帳見直しによる修正で 627 万 4,353 円の減、決算整理による修正で 220 万 7,565 円の増となり、固定資産台帳等見直し後の現在高は、71 億 7,821 万 6,255 円となったところであります。

次に、23・24 ページをお開き願いたいと思います。固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産 (3) 投資の年度当初の現在高総合計は 72 億 932 万 5,934 円、当年度の増減分を差引いた年度末現在高総合計 72 億 776 万 6,086 円となり、減価償却累計額総合計 43 億 764 万 4,366 円を差引きますと、年度末償却未済高総合計額は 29 億 12 万 1,720 円となるところであります。なお、有形固定資産の 3,502 万 9,221 円の増の主なものにつきましては、坂下浄水場濾過池取壊し工事並びに上水道テレメーター装置更新工事が主なものであります。

25 ページをお開き願いたいと思います。

企業債明細書であります。企業債の残高は 5 億 5,897 万 7,380 円となったところであります。

26 ページからは参考資料であります。内容は記載のとおりとなっておりますのでご覧いただければというふうに思います。

説明は以上とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

（午後 3 時 43 分）

再開を 3 時 55 分といたします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 3 時 55 分）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 3 時 55 分）

議案第 74 号について説明願います。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議案第 74 号「令和元年度会津坂下町一般会計補正予算(第 2 号)」について、ご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 53 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 73 億 3,416 万 6 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

第 2 条は、地方債の補正であります。

地方債の補正は、「第 2 表地方債補正」によりたいとするものであります。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。「第 2 表地方債補正」であります。

今回の補正では、追加が 1 件、変更が 4 件であります。

はじめに、追加となる農地農業施設災害復旧事業債については、6 月初旬の集中した降雨の影響により、大字片門地内で発生した農用地災害の復旧工事費の町負担分の一部 290 万円について起債を起こすものです。

次に変更ですが、公園施設整備事業債については、町民プールの流れるプールのろ過・循環ポンプ改修工事費の確定に伴い、10 万円を減額するものです。

次に、消防施設整備事業債、緊急防災・減債事業債分及び、消防施設整備事業債、過疎対策事業債分については、過疎対策事業債の市町村配分額の決定により、当初見込みより減額となったため、1,110 万円を緊急防災・減債事業債に振り替えるものです。

次に、臨時財政対策債については、令和元年度の普通交付税確定に伴う、臨時財政対策債発行可能額の確定によるもので、限度額を 1 億 9,964 万 2 千円から 1,293 万 8 千円減の 1 億 8,670 万 4 千円とするものです。

なお、起債の方法・利率及び償還の方法については、変更がございません。

次に事項別明細書の 1 ページをご覧ください。

1 の総括であります。

歳入につきましては、1 款町税から、新規の款となる 21 款環境性能割交付金まで、合計 4 億 53 万円の増額補正であります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費から、14 款予備費まで、合計 4 億 53 万円の増額補正であります。

財源内訳としましては、国県支出金が 312 万 4 千円の増、地方債が 280 万円の増、その

他特定財源が 5,307 万 6 千円の増、一般財源が 3 億 4,153 万円の増であります。

なお、地方債につきましては、臨時財政対策債は普通交付税の交付額によるものとして、一般財源化しているため、歳入では地方債が減となりますが、歳出では一般財源の減となります。

3 ページをご覧ください。2 の歳入であります。

1 款 3 項 2 目環境性能割 50 万円の増は、10 月 1 日から自動車関連の税の新制度が適用となり、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されることに伴う、軽自動車の環境性能割の歳入見込み額を計上したものです。

次に 2 款 4 項 1 目森林環境譲与税 143 万 9 千円の増は、平成 30 年度税制改正の大綱により決定された「森林環境税」・「森林環境譲与税」の創設に関するもので、本年度より森林環境税の課税に先行して、森林環境譲与税の譲与が開始されることから、本年度の見込み額を計上したものです。

次に、8 款 3 項 1 目子ども・子育て支援臨時交付金 2,253 万円の増は、幼児教育・保育の無償化に関する臨時交付金で、利用者負担相当分として見込まれる 2,078 万 3 千円と、預かり保育料の減額分の県・町負担相当分として 174 万 7 千円を計上したものです。

4 ページをご覧ください。

次に 9 款 1 項 1 目地方交付税 1 億 1,853 万 2 千円の増は、普通交付税が 25 億 8,719 万 9 千円に確定し、当初予算額 24 億 6,866 万 7 千円に対する増額分の計上をしたものです。

次に、11 款 1 項 3 目 災害復旧費分担金 10 万 9 千円の増については、大字片門地内で発生した農業施設災害の復旧工事に係る受益者分担金分を計上したものです。

次に 11 款 1 項 3 目災害復旧費分担金 10 万 9 千円の増については、大字片門地内で発生した農業施設災害の復旧工事にかかる受益者分担金を計上したものです。

次に、11 款 1 項 8 目教育使用料 349 万 4 千円の減は、幼児教育・保育の無償化に伴う、預かり保育料の減額分を計上したものです。

5 ページをご覧ください。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 174 万 7 千円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴う預かり保育料の減額分の国庫負担金、2 分の 1 分を計上したものです。

次に 13 款 2 項 2 目民生費国庫補助金 588 万 6 千円の増の 1 節障がい者福祉費補助金 46 万 2 千円の増は、障がい者自立支援給付審査支払いシステムの改修費に対する補助金であります。2 節児童福祉費補助金 642 万 4 千円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費に対する補助金であります。4 節プレミアム付き商品券事業費補助金 100 万円の減は、制度の対象者数が、当初の見込みより減少したことによる減額分であります。

次に 3 目衛生費国庫補助金 47 万 3 千円の増は、乳幼児健診等母子保健情報連携システムの改修に対する補助金で、補助率は 3 分の 2 であります。

次に 4 目土木費国庫補助金 1,650 万 8 千円の減は、社会資本整備総合交付金の雪寒分の交付金額内示によるものです。

次に 5 目教育費国庫補助金 221 万 4 千円の増は、国の緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金に申請したものが採択されたことから、新たに計上したもので、補助率は 10

分の10であります。

6ページをご覧ください。

14款2項3目衛生費県補助金26万円の増は、市町村フッ化物洗口事業費への補助金で、対象は幼稚園・小学校分のみで、補助率は10分の10であります。

次に4目農林水産業費県補助金487万1千円の増は、多面的機能支払交付金の確定により440万円の減、並びに新規の補助事業として「産地パワーアップ事業」への補助金927万1千円を計上したもので、産地パワーアップ事業の補助率は2分の1であります。

次に7目災害復旧費県補助金395万円の増は、大字片門地内で発生した農業施設災害の復旧工事に対する県補助金で、補助率は今後の査定の結果によりますが、田が50%、道路が65%を見込んでおります。

次に8目消防費県補助金124万4千円の増は、消防団員等公務災害補償等共済基金に申請していた、消防団安全装備品整備事業助成金の決定によるもので、補助率は10分の10であります。

7ページをご覧ください。

14款3項1目総務費県委託金104万1千円の減の、3節選挙費委託金11万1千円の増は、法改正により報償費の見直し等があったことから、執行見込み額の増分を計上したものです。4節統計調査費委託金115万2千円の減は、交付金額の確定によるものです。

次に15款1項1目財産貸付収入78万7千円の減は、県職員住宅の入居者が人事異動により退去され、居住者が居なくなったことによるものです。

8ページをご覧ください。

16款1項1目一般寄付金50万円の増については、湯川・会津坂下地域振興施設を運営する、株式会社湯川・会津坂下より、将来必要となる施設の大規模修繕に備えた、町村負担金として活用するための寄附が予定されていることから計上したものです。

次に18款1項1目繰越金2億734万円の増については、平成30年度一般会計純繰越金額が3億2,734万円となったことから、予算現額1億2千万円との差額を計上したものです。

なお、繰越額が大幅な増となった主な要因は、住民税個人1,284万2千円、法人609万9千円、固定資産税1,347万7千円の増収、降雪量が少なかったことによる除雪経費1,853万円の減、国民健康保険特別会計1,053万2千円、介護保険特別会計1,113万2千円、公共下水道事業特別会計849万8千円の繰り出し金の減、施設型給付事業への959万3千円の負担金の減などであります。

次に19款4項5目雑入5,651万8千円の増の過年度障がい者福祉費は、国及び県負担金の確定によるものです。

9ページをご覧ください。

プレミアム付き商品券販売収入5,600万円の増は、事業の実施内容が決定され、商品券販売収入を町が直接管理することに伴い計上したものです。

次に20款町債につきましては、「第2表地方債補正」で説明いたしました内容と同じであり、町債の総額は1,013万8千円減の4億2,010万4千円となります。

次に 21 款 1 項 1 目環境性能割交付金 423 万 3 千円の増については、1 款の環境性能割でご説明したとおり、10 月 1 日から実施される税制改正により、自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されることに伴う、軽自動車以外の環境性能割の交付見込み額を計上したものです。

なお、予算科目につきましては、今年度は年度途中での新設の款となることから 21 款としましたが、次年度当初予算からは、地方自治法施行規則の改正により、環境性能割を 8 款とし、以降順次 1 号ずつ繰り下げ、21 款を町債といたします。

10 ページをご覧ください。3 の歳出であります。

2 款 1 項 5 目財産管理費 1 億 6,215 万 2 千円の増のうち、13 節委託料 12 万 8 千円の増は、坂下東第一土地区画整理地内の町有地の売却のため、分筆登記に係るものです。

25 節積立金の財政調整基金 1 億 6 千万円の増は、平成 30 年度一般会計純繰越金が増となったことから、財政健全化のため、また、後年度の財政負担への備えとして財政調整基金へ積み立てるもので、繰越金の 2 分の 1 相当額を計上いたしました。

また、本定例会に条例を提案させていただいております、二つの新規基金につきましても、湯川・会津坂下地域振興施設整備基金では元金 50 万円、利子千円を、森林環境基金では元金 143 万 9 千円、利子千円をそれぞれ計上したものです。

次に 6 目企画費 631 万 5 千円の増については、13 節委託料 39 万 9 千円の増、11 ページをご覧ください。15 節工事請負費 585 万 1 千円の増は、高寺コミュニティセンターの屋根塗装に係る設計・工事費を計上したものです。

次に 2 款 4 項 4 目福島県議会議員一般選挙費 11 万 1 千円の増については、1 節報酬は、法改正により非常勤職員報酬が見直されたことによる増分であり、8 節報償費は、ポスター掲示板設置等の報償として配布している「糸桜里の湯ばんげ」の温泉券の料金が見直しになったことによる増分です。

12 ページをご覧ください。

19 節負担金補助及び交付金の増は、選挙事務に係る非常勤職員の公務災害補償組合への負担金を計上したものです。

次に 5 目会津坂下町議会議員一般選挙費 11 万 6 千円の増については、先ほどの福島県議会議員一般選挙費同様、法改正等による経費の増額分を計上したものです。

次に 2 款 5 項 2 目総務統計費から 13 ページをご覧ください。

6 目国勢調査費までの減額補正は、経済センサス・農林業センサス・工業統計調査・国勢調査の各統計調査交付金額の確定により減額となったものです。

14 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 1 億 5,527 万円の増については、3 節職員手当等 30 万円の増及び 19 節負担金補助及び交付金のプレミアム付き商品券事務費補助金 30 万円の減は、プレミアム付き商品券事業の実施内容が決定されたことに伴い、当初予定していたよりも職員の事務量が増加したことにより、事務費を振り替えたものです。19 節負担金補助及び交付金の、後期高齢者医療療養給付費は、給付額の決定に伴い 9,981 万 8 千円の増、20 節扶助費 5,500 万円の増は、プレミアム付き商品券事業において、町が商品券の販売や使用

に関する金銭を管理することとなったため、商品券利用店舗への支出見込み額を計上したものです。

28 節繰り出し金は、介護保険特別会計への繰り出し金で、居宅介護住宅改修分で 18 万円、消費税改正に伴うシステム改修費分で 26 万 7 千円を計上したものです。

次に 2 目障がい者福祉費 50 万 5 千円の増については、障がい者福祉制度の改正に伴うシステム改修業務委託料を計上いたしました。

15 ページをご覧ください。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 133 万 8 千円の増については、1 節報酬 10 万 4 千円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴う諸課題を協議するため、「健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会」を追加開催するための委員報酬であります。

23 節償還金利子及び割引料 123 万 4 千円の増は、平成 30 年度の子ども・子育て支援交付金の確定による返還金を計上したものです。

次に 2 目児童措置費 27 万 5 千円の増、並びに 3 目母子福祉費 26 万 7 千円の増については、平成 30 年度の児童手当国庫負担金並びに、養育医療費国庫負担金の確定による返還金を計上したものです。

次に 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費については、補正額はありませんが、乳幼児健診等母子保健情報連携システム改修補助金の歳入への計上により、財源内訳の補正となったものです。

次に 2 目予防費 13 万 9 千円の増については、母子保健国庫補助金の確定による返還金であります。

16 ページをご覧ください。

6 款 1 項 3 目農業振興費 927 万 1 千円の増については、新規補助金となる産地パワーアップ事業として、パイプハウス及びかん水資材等の導入補助金であり、実施主体は会津よつば農業協同組合となります。

次に 5 目農地費 474 万 5 千円の減については、19 節負担金補助及び交付金の水利施設整備事業 35 万円の増は、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業で実施している袋原ポンプ場の、のり面補修工事負担金の増、多面的機能支払交付金事業の事業費確定に伴う 586 万 7 千円の減を計上したものです。

28 節繰り出し金 77 万 2 千円の増は、農業集落排水整備の最適化整備構想策定業務を委託することに伴い、補助金で不足する分を一般会計からの繰り出し金として計上したものです。

17 ページをご覧ください。

7 款 1 項 2 目商工業振興費 30 万円の増については、町商工会加入者を対象とし、消費税軽減税率に対応するレジ購入に対する新規の補助金で、経済産業省からの補助金の残分を商工会と町で補助するもので、1 件 1 万円の 30 件分を計上したものです。

次に 8 款 2 項 2 目道路維持費 268 万円の増については、11 節需用費の消耗品費 17 万 8 千円の増は、除雪車の修繕料の不足分を計上したものです。13 節委託料 250 万 2 千円の増は、道路台帳整備と防雪柵設置及び撤去に係る労務単価の上昇により不足分を計上したも

のです。

次に3目道路新設改良費26万2千円の増については、天屋集落から申請のあった生活道路舗装に係る補助金であります。

18ページをご覧ください。

8款4項1目都市計画総務費250万4千円の増については、柳田地区の用途変更に係る申請書類に必要な地図作成等の委託料を計上しました。

次に2目土地区画整理費92万7千円の増については、坂下東第一土地区画整理地内の町有地の売却のため、画地測量委託料及び側溝のふた掛け工事費分を特別会計に繰り出すものです。

次に4目下水道費227万8千円の増について放流水の大腸菌検査、坂下西浄化センターの脱水機の修繕料、受益者負担金全納報奨金などを特別会計に繰り出すものです。

19ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費174万4千円の増については、消防団員のヘルメット購入費と故障した小型ポンプ1台の修繕料を計上したものです。

次に10款1項2目事務局費221万6千円の増については、国の緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金に申請したものが採択されたことによる、スクールソーシャルワーカー雇用の予算を計上したものです。

次に3目子ども支援費647万円の増については、3節職員手当等の児童手当15万円の増は、職員の家族構成の変更によるものです。その他、20ページの18節備品購入費までの632万円の増は、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費を計上したものです。

21ページをご覧ください。

10款2項1目小学校の学校管理費47万3千円の増については、11節需用費44万円の増は、建築物防火設備検査で指摘のあった坂下南小学校の防火シャッターの修繕費を計上したものです。16節原材料費3万3千円の増は、坂下東小学校の給食搬入口に、雪崩を避けるための簡易な屋根を設置するための材料費を計上したものです。

次に10款3項1目中学校の学校管理費30万円の増については、中学校のプールろ過器が故障し修繕を行ったため、予定していたFFファンヒーターの修繕料が不足する見通しとなったため、不足分を計上したものです。

次に10款4項1目幼稚園費については、補正額はございませんが、幼児教育・保育の無償化に伴い、減額となる預かり保育料分の財源内訳補正であります。

22ページをご覧ください。

10款5項2目公民館費99万2千円の増については、11節需用費68万3千円の増は、建築物防火設備検査で指摘のあった中央公民館の防火シャッター等の修繕費を計上したものです。13節委託料20万5千円の増は、建築物防火設備検査で発見された中央公民館の防火設備の電気回路の異常について、修繕のための詳細な調査が必要となったため、その調査費を計上したものです。今後、この結果により、別途修繕料が必要となる場合があります。15節工事請負費10万4千円の増は、中央公民館南側のケヤキの木の根が成長し、付近のコンクリートを押し上げていることから、この部分のコンクリートを除去し、整地す

る工事費を計上したものです。

次に 10 款 6 項 1 目保健体育総務費 50 万円の減については、NPO 法人スポーツクラブバンビィで実施予定であったマラソン大会の中止が決定されたことから、協賛金として計上していた予算の減額を行うものです。

次に 11 款 1 項 1 目農業施設災害復旧費 730 万円の増については、大字片門地内で発生した農地及び道路の災害復旧工事を計上したものです。

23 ページをご覧ください。

最後に 14 款 1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出調整のため、4,248 万 6 千円を増額し、7,257 万 7 千円としたところであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に議案第 75 号から議案第 77 号について説明願います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（古川庄平君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

議案第 75 号「令和元年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 479 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 8,914 万 4 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う補正、そして平成 30 年度繰越金が確定したことによります補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

事項別明細書 1 ページをお開きください。1 の総括の説明になります。

まず、歳入であります。

1 款国民健康保険税から 7 款繰越金まで合計に 479 万 7 千円を追加し、歳入合計を 18 億 8,914 万 4 千円にするというものであります。

次に 2 ページの歳出であります。

9 款予備費に 479 万 7 千円を追加し、歳入合計と同額の 18 億 8,914 万 4 千円にするというものであります。財源内訳は、一般財源が 479 万 7 千円の増となります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税419万4千円の増、同じく2目退職被保険者等国民健康保険税22万4千円の増は、本算定の結果、被保険者の課税所得が見込みよりも増となったためであります。

4ページをお開きください。

7款1項2目その他の繰越金37万9千円の増は、平成30年度繰越金が確定したことによるものであります。

次に3の歳出についてご説明申しあげます。

5ページをお開きください。

9款1項1目予備費は、479万7千円の増で、8,029万4千円となります。

以上、補正予算の説明といたします。

次に議案第76号「令和元年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,513万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,119万9千円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入では、介護保険料の本算定に伴う調定額の確定による補正、介護給付サービス等の各事業を精査したことによる国県補助金等の変更、そして平成30年度決算による繰越金が確定したことによるものであります。

歳出では、消費税率引き上げ等によるシステムの改修、介護給付サービス等の各事業の精査による変更及び、前年度交付金確定による過年度返還金を計上するものであります。

詳細を事項別明細書によりご説明申しあげます。

事項別明細書1ページをお開きください。1の総括の説明になります。

まず、歳入であります。

1款保険料から8款繰越金まで合計で1億5,513万4千円を追加し、歳入合計を23億7,119万9千円にするというものであります。

次に2ページの歳出であります。1款総務費から6款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の23億7,119万9千円にするというものです。財源内訳は、国県支出金85万4千円の増、その他の財源39万9千円の増、一般財源が1億5,388万1千円の増であります。

3ページ以降は詳細の説明となります。

2の歳入であります。1款1項1目第1号被保険者保険料は、本算定により調定額を確定し、徴収率を勘案した上で1節特別徴収保険料と、2節普通徴収保険料と合わせました合計で2,458万6千円の増となります。

これは被保険者が208人増加したことなどによるものであります。

3款1項1目介護給付費負担金1節現年度分28万8千円の増は、歳出における介護予防住宅改修費144万2千円の増に対する国給付負担割合20%分であります。

3 款 2 項 1 目調整交付金 1 節現年度分調整交付金 10 万 5 千円の増についても、今ほどの介護予防住宅改修費増に対する交付負担割合 7.34%分となっております。

3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金 1 節現年分 1 万円の増は、歳出における高額医療合算介護予防費相当事業 4 万円の増に対する国負担分の 25%分です。

4 ページをお開きください。

3 款 2 項 3 目事務費補助金 1 節事務費補助金 26 万 6 千円の増は、歳出におけるシステム改修業務 53 万 3 千円の増に対する 2 分の 1 の国庫補助分であります。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 1 節現年分 38 万 9 千円の増は、国庫負担金と同じく介護予防住宅改修費 144 万 2 千円の増に対する支払基金負担分 27%であります。

同じく 4 款 1 項 2 目地域支援事業支援交付金 1 節現年度分 1 万円の増については、先ほどの高額医療合算介護予防費相当事業 4 万円に対する支払基金負担分 27%であります。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 1 節現年分 18 万円の増は、国庫負担金と同じく介護予防住宅改修費 144 万 2 千円の増に対する県負担分 12.5%であります。

5 ページをお開きください。

5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金 1 節現年度分 5 千円の増については、先ほどの高額医療合算介護予防費相当事業 4 万円に対する県負担割合 12.5%分です。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 18 万円の増は、歳出の介護予防住宅改修費 144 万 2 千円の増に対する町負担分 12.5%分、同じく 2 目地域支援事業繰入金 5 千円の増は、高額医療合算介護予防費相当事業 4 万円に対する町負担分 12.5%、同じく 4 目その他一般会計繰入金 26 万 7 千円の増は、システム改修業務 53 万 3 千円の増に対する町負担分であります。

8 款 1 項 1 目繰越金 1 億 2,884 万 3 千円の増は、平成 30 年度繰越金確定に伴うものであります。

7 ページをお開きください。3 の歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費 13 節委託料 53 万 3 千円の増は、消費税率引き上げ等に伴うシステム改修によるものであります。

2 款 2 項 4 目介護予防住宅改修費 19 節負担金補助及び交付金 144 万 2 千円の増は、住宅改修利用件数の増加及び 1 件当たりの金額の増によるものであります。

3 款 3 項 8 目地域ケア会議推進事業は、法人所属の専門職の派遣につきまして、個人ではなく法人管理となるため、8 節報償費を 13 節委託料に振り替え、普通旅費を費用弁償に振り替えるもので、増減については発生しておりません。

8 ページをお開きください。

3 款 6 項 1 目高額医療合算介護予防費相当事業 19 節負担金補助及び交付金 4 万円の増は、当初の見込みより該当件数が増えたことによるものです。

4 款 1 項 1 目償還金 23 節償還金利子及び割引料 3,857 万 5 千円の増は、平成 30 年度事業費確定による返還金であります。

9 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目予備費は、1 億 1,454 万 4 千円の増で 1 億 1,585 万 1 千円となります。

以上説明とさせていただきます。

次に

議案第 77 号「令和元年 会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ 277 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,306 万 9 千円としたいというものであります。

2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、本算定による調定額の確定に伴う補正と平成 30 年度繰越金が確定したことによる補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

詳細を事項別明細書の 1 ページをお開きください。1 の総括の説明になります
まず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料と 4 款繰越金の合計で 277 万 6 千円を追加し、歳入合計を 1 億 8,306 万 9 千円にするというものであります。

次に 2 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金 277 万 6 千円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の 1 億 8,306 万 9 千円にするというものであります。
財源内訳は、一般財源が 277 万 6 千円の増であります。

3 ページ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 1 節特別徴収保険料から 3 節滞納繰越分普通徴収保険料までの合計 279 万 2 千円の増は、本算定の結果、所得判定により保険料軽減がない高額所得者が増加したことによるものであります。

4 款 1 項 1 目繰越金 1 万 6 千円の減は、平成 30 年度繰越金が確定したことによるものであります。

4 ページをお開きください。3 の歳出についてご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 19 節負担金補助及び交付金 277 万 6 千円の増は、本算定による保険料の変更により、広域連合納付金の額を増額するものであります。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

次に議案第 78 号から議案第 81 号について説明願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

それでは議案第 78 号「令和元年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 158 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2 千 38 万 9 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入においては下水道事業県補助金の減額、歳出においては大腸菌調査委託費、及び坂下西浄化センター脱水設備修繕、並びに受益者負担金前納額確定による報償金確定額の増額を計上したものであります。

それでは、1 ページをお開き願いたいと思います。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳入であります。

4 款、県支出金及び 5 款繰入金の補正額が 158 万 2 千円の増となり、補正後の歳入合計は 4 億 2 千 38 万 9 千円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款、下水道事業費でありまして、補正額が 158 万 2 千円の増となり、補正後の歳出合計は 4 億 2,038 万 9 千円であります。

2 款、公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

3 ページをお開きください。歳入であります。

4 款 1 項 1 目土木費県補助金を 69 万 6 千円を減額したいというものであります。補助額確定によるものであります。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 227 万 8 千円増額したいというものであります。歳入歳出における事業費の増によるものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は 150 万 6 千円を増額したいというものであり「13 節委託料」37 万 7 千円の増につきましては、国土交通省依頼によります大腸菌調査の費用を計上したものでございます。

「15 節工事請負費」112 万 9 千円の増は、坂下西浄化センター脱水機設備修繕の費用を計上したものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は 7 万 6 千円を増額したいというものであり、「8 節報償費」7 万 6 千円の増は、受益者負担金前納報償金の確定によるものであります

2 款 1 項 1 目、元金については、増減はありませんが財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 79 号「令和元年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 92 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,973 万円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに事業費の増分を計上し、歳出について委託料の不足分を工事請負費より流用するものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳入であります。

3 款、繰入金の補正額が 92 万 7 千円の増となり補正後の歳入合計は、2 億 3,973 万円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款、事業費の補正額が 92 万 7 千円の増となり、補正後の歳出合計は、2 億 3,973 万円となります。

3 ページをお開き願いたいと思います。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 92 万 7 千円増額したいというものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費を 92 万 7 千円増額したいというものであります。

「13 節 委託料」457 万 3 千円の増は、「画地確定測設業務委託費」50 万円の増、並びに区画道路築造に伴う、「路線測量・道路詳細設計業務委託費」の増による不足分 407 万 3 千円を流用により増額するものであります。

「15 節工事請負費」364 万 6 千円の減は、町仮換地側溝蓋設置工事費 42 万 7 千円の増、及び委託料の不足分に 407 万 3 千円を流用するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第 80 号「令和元年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

令和元年度会津坂下町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによりたいとするものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,477 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,390 万 3 千円としたいというものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、最適整備構想業務委託の費用を計上したものであります。

1 ページをお開き願いたいと思います。「第 1 表歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書 1 ページをお開き願いたいと思います。

1 総括、歳入であります。

3 款、繰入金及び 10 款、県支出金の補正額が 1,477 万 2 千円の増となり、補正後の歳入合計は 8,390 万 3 千円となります。

2 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款、農業集落排水事業費の補正額が 1,477 万 2 千円の増となり、補正後の歳出合計は 8,390 万 3 千円となります。財源内訳としては、県支出金が 1,400 万円、一般財源が 77 万 2 千円それぞれ増となります。

3 ページをお開き願いたいと思います。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 77 万 2 千円の増及び、10 款 1 項 1 目農林水産業費県補助金を 1,400 万円の増は、最適整備構想業務委託に係るものであります。

4 ページをお開き願いたいと思います。歳出であります。

1 款 3 項 1 目建設費につきましては、1,477 万 2 千円を増額したいというものであり、「13 節委託料」1,477 万 2 千円の増は、最適整備構想策定に向けた委託費用を計上させていただいたものであります。

以上で、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

板橋課長ちょっと待って。

ただいま、議案の説明途中でありますが、皆様にひとつお諮りしておきたい件がございます。と申しますのは、時間延長の件でございます。5 時まで終了ちょっと無理かなというふうに考えられますので、6 時まで時間を延長するということで皆様にお諮りいたしますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

それでは、会議時間を午後 6 時まで延長させていただきます。

それでは、説明続行願います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

それでは、議案第 82 号「令和元年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 2 号）」につい

て、ご説明申し上げます。

第1条、令和元年度会津坂下町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条、令和元年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業費用では、既決予定額4億8,060万1千円から15万3千円を減額し、4億8,044万8千円にしたいというものであります。

第3条、予算第4条に定めた、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,277万5千円の補てん財源を、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億101万2千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額849万5千円、過年度分建設改良積立金5,326万8千円に改めるものであります。

第1款資本的支出では、既決予定額1億7,617万9千円に168万3千円を増額し、1億7,786万2千円にしたいというものであります。

今回の補正は、上水道テレメーター装置更新工事費の増に伴う消費税納付額の減及び固定資産購入費の増額分を計上したものであります。

1ページをお開き願いたいと思います。実施計画であります。

詳細につきましては、5ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の3,568万1,537円に183万6千円増額し、3,751万7,537円となり、資金期末残高は6億4,047万9,774円となります。

次に4ページにつきましては、予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的支出1款2項3目消費税及び地方消費税15万3千円の減は、上水道テレメーター装置更新工事費増に伴う仮払消費税の増による納付税額の減であります。

6ページをお開きください。資本的支出1款1項3目固定資産購入費168万3千円の増は、上水道テレメーター装置更新工事費の増によるものであります。

7ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支、損益勘定であります。収益的収入4億9,477万4千円、収益的支出4億8,044万8千円、税込当期純利益1,432万6千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額849万5千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税3万円を差し引き、税抜当期純利益は580万1千円となるところであります。

補てん財源の明細は、7ページ下段補てん財源明細書のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

以上をもって議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

◎請願の常任委員会負託

◎議長（古川庄平君）

本定例会において、去る 8 月 29 日、正午までに受理した請願は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願番号、受理年月日、件名、請願者の住所・氏名、紹介議員名を職員に朗読させます。

◎書記（蓮沼英樹君）

請願番号第 5 号、受理年月日、令和元年 8 月 29 日、件名「消費税率 10%への増税に反対する請願について」、請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野170-1、会津の大地と健康を守る会、代表、千葉親子、紹介議員、小畑博司、横山智代。

◎議長（古川庄平君）

請願第 5 号について、紹介議員の説明を求めます。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

請願第 5 号「消費税率 10%への増税に反対する請願」につきまして、紹介議員を代表いたしまして請願の趣旨をご説明申し上げます。

安倍首相は本年 10 月から消費税を 10%に引き上げるとしております。

現在、県民 1 人当たり年 9 万 8 千円払っているそうであります。この消費税、1989 年、約 30 年前に 3%の消費税として導入されました。当時の竹下登首相は、わが国経済社会の活力を維持し、豊かな長寿、福祉社会をつくる礎として、その利用目的を高齢化に向けた安定的な財源確保と述べました。

しかし、その後の度重なる消費税率引き上げの度に、その利用目的が変えられております。そして、増税の度に経済は縮小し、デフレ不況に陥っております。この度の増税についても増収分 5 兆 2,000 億円のうち、本来の目的であります福祉、あるいは今回の目玉としております幼児教育の無償化、高等教育の無償化に約 3 兆円、残り 2 兆円余りにつきましては、1 兆円が全くこの消費税の導入目的とは関係ない国土強靱化、防災・減災に 1 兆 2,000 億、それからこの消費税導入に伴う影響緩和策として約 1 兆円が充てられようとしております。全くもって本末転倒というしかありません。

しかも、その消費税導入に対する影響緩和策の恩恵に預かるのは一部であり、むしろ平均で年 21 万円の支出が各家庭で増えるとの試算も出ております。実質賃金の低下が続き若者の貧困が社会問題となり、生活保護世帯も 163 万世帯。中でもその半分は高齢者の生

活保護世帯が増え続けている現在において、貧困にさらに拍車がかかることは明白であります。

また、消費税導入以来の累計額は 349 兆円に達しているということでもあります。

一方、企業の法人三税は、この間、37%も減額をされ、累計 280 兆円に達しているとのことです。このことは企業減税の穴埋めに消費税が使われていることを表しております。

さらに、これには輸出企業への戻し消費税は含まれておりません。このことによって大企業の内部留保額は国家予算の数年分に膨れ上がっている現在、大企業への優遇税制をやめれば 29 兆円に法人税になるそうでありまして、現在、納めようとしている 10 兆円から引けば 19 兆円の税の増収となります。

よって、消費税を 10%に上げる必然性はなにもありません。日本経済を建て直すためにも下記事項について地方自治法第 99 条の規定により、政府関係機関に対しまして意見書を提出していただきますようお願いをいたします。

記として、1、消費税率 10%への増税を中止すること、であります。

同僚議員各位のご理解を賜りまして、ぜひとも町民の大半の願いでもある消費税 10%増税に反対する請願について意見書を採択していただきますようお願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

これらの請願はお手元に配付の請願文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎決算特別委員会の設置

◎議長（古川庄平君）

日程第 8、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件については、委員会条例第 5 条の規定により 15 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありません

（「異議なし」の声あり）

◎議長（古川庄平君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 66 号「平成 30 年度会津坂下町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 73 号「平成 30 年度会津坂下町水道事業会計決算認定について」までの 8 件に

については15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員に選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議員を職員に朗読させます。

◎書記(蓮沼英樹君)

1番、物江政博君、2番、赤城大地君、3番、横山智代君、4番、渡部正司君。5番、小畑博司君、6番、佐藤宗太君、7番、山口享君、8番、三橋薫君、9番、青木美貴子君、10番、五十嵐正康君、11番、渡部順子、12番、五十嵐一夫君、13番、水野孝一君、15番、猪俣恒雄君、16番、古川庄平君

◎議長(古川庄平君)

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり15人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(休議)

◎議長(古川庄平君)

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました15人の方を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします

本日、本会議散会后、大会議室において決算特別委員会を開催して、互選の結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、15番、猪俣恒雄君にお願いいたします。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

9月5日から9月8日までは休会であります。9月9日は本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は既に8月29日正午に通告を締め切っており、議員8人から通告を受けております。

ここで、本日の本会議において教育委員会委員の任命につき同意されました、桑原里美君より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

桑原里美君の入場を許可いたします

(桑原里美君入場)

◎教育委員会委員(桑原里美君)

先ほどご承認をいただき、10月より町教育委員会委員に就任することとなりました桑原里美と申します。

就任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

私は、町行政及び教育行政について承知してはおりませんが、歯科衛生士やPTA役員としての活動を通じ、子どもたちの様子や保護者の方々の実状は多少理解していると思っております。

子どもたちの教育に関しては一保護者として、座学を通し参加させていただいておりますが、これから一つひとつ勉強していきたいと思っております。

現在は、以前よりも増して変化の激しい複雑な時代となっており、教育行政への期待もますます大きく多様化していると感じております。教育委員として町の教育行政がよりよい方向へ進むよう貢献してまいりたいと考えております。

将来を担う子どもたちのために微力ながら精一杯務めてまいりたいと思いますのでご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

◎議長（古川庄平君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後5時06分)

なお、5時15分から議員のみによる決算特別委員会を開催しますので、大会議室にご参集願います

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 4 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員